

教皇庁教理省 教理に関する覚書
『信じる民の母——救いのわざへのマリアの協力に関連する
マリアのいくつかの称号について』

DICASTERO PER LA DOTTRINA DELLA FEDE

Mater Populi fidelis

Nota dottrinale su alcuni titoli mariani
riferiti alla cooperazione di Maria all'opera della salvezza

目次

解説

本文書の意味と目的
素朴な人々の信仰を愛すること
民の母
マリアのいくつかの称号に関する明確化

本文書について

序文
救いのわざへのマリアの協力
マリアの救いへの協力に言及する称号

共同のあがない主

仲介者

キリストの唯一の仲介におけるマリア
栄光のキリストのうちに実を結ぶ

信じる者の母

執り成し
母としての近さ

恵みの母

神のみが達することができる場所
流れ出る生きた水
世において自らを伝える愛
いくつかの基準
もろもろの恵み
わたしたちのマリアとの結びつき
最初の弟子

信じる民の母

愛は立ち止まり、神秘を観想し、沈黙を喜ぶ

注

解説

本日、この『教理に関する覚書』を公布します。明らかなおり、この『覚書』の標題における「教理に関する」という表現は、本文書が特別な価値をもち、最近2年間に公布された他の文書よりも上位のものであることを示しています。教皇が署名した本文書は、教会の通常教導職に属し、マリア論の議論の研究と探究との関連で考慮されなければなりません。

本文書の意味と目的

本文書は天から突然降ってきたようなものではありません。本文書は、とくに最近30年間に聖座に寄せられた、マリア信心とマリアのいくつかの称号に関する多くの質問や提案に答えるものです。それゆえ、これらの質問や提案は、総会や定例会議のような教理省の検討のさまざまな場で繰り返し取り扱われてきたものです。

したがって、すでに教理省長官ラッツィンガー枢機卿（1927–2022年）の時代に、この議論に関する入念な検討が行われていました。当時、将来のベネディクト十六世は、定例会議委員とともに、個人的にもこの探究に関与し、そこから教皇聖ヨハネ・パウロ二世（1920–2005年、位1978–没年）が特別な関心を寄せた分析が生まれました。この検討は関係者が公表しなかった結論をもって終了しましたが、その根本的な概念はラッツィンガー教理省長官の後の書物の中で再確認されました。

これは、本文書の背景にある数十年の豊かな歴史を確認させてくれる重要な一例にすぎません。それゆえ、教理省はこの長期にわたる検討のいくつかの結論を公表する時期が来たと判断しました。

本『覚書』のテーマについていくつかのことを明らかにしたいと思います。ご承知のように、たとえば使徒的勧告『福音の喜び（2013年11月24日）』（*Evangelii gaudium*）は、福音の「告知について」の文書であり、より広いテーマである福音宣教についての文書ではありません。この解釈の鍵を理解しなければ、本文書を適切に解釈することはできません。別の例を挙げるなら、宣言『祝福の司牧的意味について（2023年12月18日）』（*Fiducia supplicans*）は「祝福の司牧的意味について」の宣言です。同性カップルへの祝福という特別な事例は、この宣言の適用方法の一つであって、中心的なテーマではありません。

まず次のことをいわなければなりません。本日公布する本文書は、マリアのいくつかの称号に関する問いに答えますが、そのテーマは何よりもまず、マリアとわたしたちの関係です。すなわちわたしたちは、神のことばの光に照らして真のマリア信心について語っているのです。そのため、本文書全体を通して基盤となっているマリア的なモチーフは、〈信者に対す

るマリアの母としての愛〉であり、それが本文書全体に繰り返し見られる問題です。ある言い回しや表現がライトモチーフとして文書全体に繰り返し見られるとき、それが読解の鍵となります。

信者の信心（これが中心テーマです）を引き起こす、わたしたちに対するマリアの母としての愛は、わたしたちがマリアについて語るができる、きわめてすばらしく重要な二つの根本的な側面をもっています。第一は、さまざまなかたちで表される母としての近さであり、第二は、つねにわたしたちに同伴する母としての執り成しです。それゆえ、わたしたちの人生にとってのマリアの具体的な意味を強調するために他の概念を発明する必要はありません。

本『覚書』は、まさにこの信心の価値を認識しようとするがゆえに、聖書におけるマリア信心について広く考察します。こうしてマリア信心が教会の発明でも、たんなる心理的ないし文化的な所産でもなく、信者における聖霊のわざであることが確認されます。

たとえば、マリアのエリサベト訪問の箇所を目を向けてください。エリサベトは自分がマリアの訪問を受け入れるのにふさわしくないことを示します。「わたしの主のお母さまがわたしのところに来てくださるとは、どういうわけでしょう」（ルカ 1・43）。しかし、エリサベトは「わたしは何者でしょう。わたしの主がわたしのところに来てくださるからです」とはいいません。エリサベトは直接〈お母さま〉に言及します。そしてエリサベトは聖霊に満たされて語ります（ルカ 1・41 参照）。マリアに対するエリサベトの態度は、聖霊のわざとして示されるのです。聖霊に導かれたエリサベトは、イエスを「祝福されたかた」と呼ぶのではなく、母親を「祝福されたかた」と呼びます。メシア的な喜びの時に、エリサベトは二人が親密に一致しているのを観想するのです。

本文書は、カナでの婚礼の物語や、弟子の母として十字架の下でのマリアを示す記述などの他の聖書箇所も分析して、マリアの執り成しの聖書的な根拠を明らかにします。

素朴な人々の信仰を愛すること

マリアの母としての愛が引き起こすマリア信心は、本文書において教会の宝として示されます。この『覚書』は、マリアのうちに歓待と励ましと優しさと希望をつねに見いだす民衆的なマリア信心への賛歌ということが出来ます。わたしたちはこの貴い信心を評価し、そこに美を認め、この信心を引き起こす聖霊に感謝します。

わたしたちは、神学の授業を受けていないとか、教会組織に参加していないからといって、素朴なキリスト信者を二流の信者と判断するつもりはありません。その反対に、わたしたち

は、彼らから、そのみずみずしい信頼と、ためらいなしに身をゆだねる力と、主と聖母に対する自発的な愛の生き生きとした優しさを学びたいと望みます。

彼らの多くは、超越者の存在を疑わず、神が存在するかを議論せず、自分たちを超えた神秘を必要としていることを確信をもって知っています。そして、アパレシーダでラテンアメリカの司教たちが述べたとおり、貧しい人々は「マリアのみ顔において神の優しさと愛と出会う。彼らはマリアのうちに福音の本質的なメッセージが反映されているのを見いだす」(『アパレシーダ文書 (2007年6月29日)』265) のです。

教皇フランシスコがしばしば思い起こしたとおり、信じる民は、マリアに近づくとき、キリストからも福音からも離れていません。むしろ彼らはいつも「この母のイメージに、福音のすべての神秘を読み取」(教皇フランシスコ使徒的勧告『福音の喜び』285 [Evangelii gaudium]) することができるのです。

このような信仰は、ことばや理論や説明によるものではなく、むしろ、聖霊ご自身が信者のうちに自由に引き起こす、主に信頼する福音的な態度の秘義教育的・象徴的な表現として、独自の表現方法をもっていることを理解しなければなりません。そして、このような態度はナザレのマリアと強く結びついています。

マリア像を花や金や栄光で飾ることができる信者は、マリア像によって歴史的なマリアがたたえられることを決して忘れてはいません。この歴史的なマリアは、わたしたちが福音書の中に見いだす、わたしたちの一人であるかたです。マリアは、普通の女性と同じように、御子を胎内に宿し、乳を飲ませ、愛をこめて育て、母としてのさまざまな問題を経験しました(ルカ2・48-50参照)。

マリアは今もなお、「飢えた人をよい物で満たし、富める者を空腹のまま追い返され」(ルカ1・53)る神への賛歌を歌い、婚礼のためのぶどう酒がなくなった花嫁と花婿とともに苦しみ(ヨハ2・3参照)、困っている親類に手を差し伸べるために急いで出かけ(ルカ1・39-40参照)、自らの民の歴史のゆえに剣で刺し貫かれる者として傷つけられるかたです(ルカ2・35)。マリアは移民や避難民であるとはどういうことかを理解し(マタ2・13-15参照)、貧しさのうちに山鳩一つがいしかいけにえとしてささげられず(ルカ2・24参照)、貧しい大工の家庭の一員であるためにさげすまれることの意味を知っているかたです(マコ6・3-4参照)。

彼らは、自分たちの一人であるこのかたが、自分たちの母であることを理解しています。この母であるかたは、その執り成しと母として寄り添うことによって、素朴な人々の信仰と

生活に同伴し、多くの人にとって、女性の姿でキリストの近さを表す大きな支えとなります。

民の母

本文書の標題は、マリア信心がたんなる個人的・内面的な問題ではないこと、むしろ、マリア信心が信者の民の力であることを示します。

民は、個人の集まりではなく、わたしたちがともに織り上げる織物です。そこでは、ある人の信仰が他の人の信仰を促し、自分たちの信仰をともに表し、共同体的生活が自分たちを支えます。民間信心において、こうした側面は巡礼によってとくに示されます。『アパレシーダ』文書はそのことを次のように説明します。

「われわれは巡礼を強調する。そこには旅する神の民が見いだされるからである。信者は、自分たちを待っている神へとともに歩みながら、多くの兄弟の中に溶け込むことを感じる喜びを祝う」。

しかし、共同体的な経験であるから、巡礼の経験が驚くべきしかたで個人的かつ親密な経験であることを意味するわけではありません。『アパレシーダ文書』は続けてこう述べます。

「到着は愛の出会いである。巡礼者のまなざしは、神の優しさと近さを象徴する像に向けられる。愛は立ち止まり、神秘を観想し、それを沈黙のうちに味わう。愛も心を動かされ、自らの苦しみと夢の重荷のすべてを現す。信頼から流れ出る心からの祈願は、一人では何ごとも実現できないことを認めることによって自己満足を捨てた心の最高の表現である。短い一瞬が生き生きとした靈的経験を凝縮する」（『アパレシーダ文書』259）。

注意しなければならないことがあります。『アパレシーダ文書』は、巡礼者が到着し、聖母のまなざしの前で、「愛は立ち止まり、神秘を観想し、それを沈黙のうちに味わう」と説明しています。それは無価値なマリア的宗教性ではありません。

マリアのいくつかの称号に関する明確化

このような文脈において、初めて、マリアのいくつかの称号の正統性や価値を明らかにすることへの懸念を適切に理解することができます。

なぜなら、普及した民間信心以外に、マリアから靈感を受けたいくつかのグループ、出版物、新しい信心の形態、マリアの称号について述べるマリア教義へのさまざまな要請が存在するからです。これらがオンラインで多数存在することが、素朴な信者の中にしばしば疑念を引き起こしています。

そのため、本文書はこうした提案を考慮に入れます。それは、いかなる意味でマリアのいくつかの称号が福音から靈感を受けた真のマリア信心にこたえるか、あるいは、いかなる意味で、キリスト教のメッセージと調和する適切な理解を促すものでないがゆえに他のマリアの称号を避けるべきかを示すためです。

本文書は、マリアの美しさを新しい方法で表現しようと試みる――誠実で信仰に満ちていることは確実な――これらのグループや個人の意図を判断するものではありません。

先ほどわたしはミケランジェロの「ピエタ」の前に立ち止まりました。マリアの力強い腕、深い悲しみと同時に母としての愛の力を表すその顔、そして他の多くの美しいメッセージに目を向けることにより、わたしは、この美を前にして、どうしていくつかのグループがマリアについてありとあらゆることを語ろうとするのかを理解できました。

しかし、同時に、神の民の真の信仰を守るために、識別を行うことが、教導職の務めでもあります。

本文書は「共同のあがない主」という称号に関して、当時のラッツィンガー枢機卿が表明した意見を反映して、それは「つねに不適切であり」、「不都合なものとなる」と結論づけました。

「仲介者」という称号に関して、本『覚書』は、いかなる意味でこれが受け入れがたいものであり、また、いかなる意味でそれが価値をもつかを説明します。

このことに関して、本文書は、ラッツィンガー枢機卿が行ったのと同じように、いくつかの決定的な聖書箇所を真剣に受け止めるように呼びかけます。たとえば、次の、「注釈なしに」(sine glossa)、薄めることなく読まれるべき二つの箇所です。

「ほかのだれによっても、救いは得られません。わたしたちが救われるべき名は、天下にこの名のほか、人間には与えられていないのです」(使4・12)。

「神は唯一であり、神と人との間の仲介者も、人であるキリスト・イエスただおひとりなのです。このかたはすべての人のあがないとしてご自身をささげられました」(一テモ2・5-6)。

それゆえ、この中心的な確信が弱められるなら、聖母へのいかなる崇敬を行うこともでき

ません。教会はキリストのこの独自の位置を、キリストは永遠にして無限の御子であるがゆえに、ご自身がとった人性はキリストと位格的に一致しているという事実によって説明してきました。この位置はキリストの人性に限定され、そこから生じる帰結はキリストにのみ適用可能です。このことは、別の意味で、御子がマリアを「仲介への参与」にかかわらせることを排除するものではありません。

したがって、「すべての恵みの仲介者」という称号も、適切に解釈されなければなりません。それは、マリアがわたしたちとキリストの間に〈位置づけられ〉、自ら恵みを注ぐと考えたり、マリアがキリストよりも近くにいるとみなしたり、さらには、キリストが完全に欠けることなく恵みを注ぐためにマリアを必要としていると想像したりするのを避けるためです。また、この称号は、マリアが、優しく愛し、ゆるすことのできない神の怒りを鎮めるための「避雷針」であるかのような考え方で解釈されてはなりません。

こうしてわたしたちはつねに中心へと立ち戻ります。すなわち、マリアの霊的な母としての愛です。この母としての愛は、とくにマリアの執り成しによって表されますが、神だけがわたしたちの心の奥底で造り出し、伝えることのできる恵みへと心を開くようにわたしたちを促す、母としてのしぐさによっても表されます。救いをもたらすのは神だけであり、ことばで言い表しえないしかたでわたしたちを神へと近づける恵みを注ぐのも神だけです。だから、マリアがわたしたちと神の間に位置づけられることは不可能です。

このテーマの理解に達するために、本『覚書』では教父、教会博士、教皇、東方教会と西方教会の神学者の多数の引用が行われます。これらの引用は、福音のメッセージの豊かな枠組みの中で問題を調和的に考察することを可能にします。

この解明は、信仰の諸神秘の間の必要なバランスを保つことを望んでいます。信仰の諸神秘の間の〈調和〉は、この複雑な調和において諸神秘の間に存在する順位とともに、信仰を適切なしかたで伝えるために根本的なものです。

最後に、本『覚書』は、マリアに対する信者の愛と、マリアの母としての執り成しへの信頼に寄り添い、それを支えることを目指しています。同時に本『覚書』は、この信仰が新鮮さと福音の香りを失うことを避けるよう努めます。こうして、信者の信仰は、信者の大多数が関心をもたない諸問題によって複雑なものにされたり、また、マリアに対する彼らの愛に何ら本質的なものを付加することなしに、守られます。この愛は、自由な聖霊が民の心のうちにつねに生み出すものです。

2025年11月4日

教皇庁教理省長官
ビクトル・マヌエル・フェルナンデス枢機卿

〔上記の「解説」(Presentazione) は、本『覚書』公布の際のプレスリリースであり、本文には含まれない。本文は以下の「本文書について」(Presentazione) から始まる。〕

本文書について

本『覚書』は、最近の数十年間、聖座——とくに教理省——に寄せられた、マリア信心と、とくにマリアのいくつかの称号に関する多くの質問や提案に答えるものです。これらの質問は、最近の教皇職にさまざまな懸念を引き起こし、総会や定例会議のような教理省の検討のさまざまな場で繰り返し取り扱われてきたものです。このことは、教理省が本考察の基盤となる豊かな資料を用いることを可能にしました。

本文書は、マリアに関するいくつかの称号ないし表現がいかなる意味で受け入れることができるか、あるいは受け入れることができないかを明らかにすると同時に、唯一の仲介者またあがない主であるキリストの神秘の光に照らして、信者との関係におけるマリアの位置づけを明確にすることを通して、マリア信心の正確な基盤を深く考察することを目指しています。これは、カトリックのアイデンティティへの忠実さと同時に、とくにエキュメニズムへの特別な取り組みを意味します。

本文書全体を通して基盤となっているモチーフは、〈信者に対するマリアの母としての愛〉であり、それが本文書で繰り返し見られる問題です。この命題は、何度も繰り返され、いわば螺旋のように、新たな考察によって豊かにされ、完全なものとなされます。

マリアの母としての愛が引き起こすマリア信心は、本文書において教会の宝として示されます。本文書は、マリアのうちに逃げ場と力と優しさと希望を見いだす神の民の信心を矯正しようとするものではなく、むしろ、何よりもまず、この信心を評価し、その美を認め、推進します。それは聖霊ご自身が信者のうちに自由に引き起こす、主に信頼する福音的な態度の秘義教育的・象徴的な表現だからです。実際、貧しい人々は「マリアのみ顔において神の優しさと愛と出会う。彼らはマリアのうちに福音の本質的なメッセージが反映されているのを見いだす」(1) のです。

同時に、マリアから靈感を受けたいくつかのグループ、出版物、新しい信心の形態、マリア教義へのさまざまな要請が存在します。これらは民間信心と同じ特徴を示すものではありませんが、究極的に、特定の教義の発展を提案し、メディアのプラットフォームを通して熱心に表明され、素朴な信者のうちにしばしば疑念を引き起こしています。それらは時として過去に用いられた表現を別の意味で再解釈したものであることもあります。そのため、本文書はこれらの提案を考慮に入れます。それは、これらの提案のいくつかのものがいかなる意味で福音から靈感を受けた真のマリア信心にこたえるか、あるいは、いかなる意味で、キリスト教のメッセージと調和する適切な理解を促すものでないがゆえに避けるべきかを示すためです。

他方で、本『覚書』のさまざまな箇所では、真の MARIA 信心が教会の聖伝に見られるだけでなく、すでに聖書にも見られることを示す助けとなる、広範な聖書的考察が示されます。本文書では、こうした重要な聖書の引用を、教父、教会博士、最近の教皇職のテキストが補完します。こうして本『覚書』は、制限を課すのではなく、むしろ、MARIA に対する愛と、MARIA の母としての執り成しへの信頼に寄り添い、それを支えることを目指しています。

教皇庁教理省長官

ビクトル・マヌエル・フェルナンデス枢機卿

序文

1 信じる民の母 (Mater Populi fidelis) (2) は、キリスト信者によって愛情と畏敬の念をもって仰ぎ見られます。なぜなら、恵みはわたしたちをキリストに似た者とし、MARIA はキリストがわたしたちの人間性を変容させる働きの優れた意味での表れだからです。MARIA は、キリストの恵みが人間存在のうちで行うことのできるすべてのことを女性として現します。MARIA の美を前にして、多くの信者は愛に促されて、つねに美しいことばで聖母を言い表そうと努め、MARIA がキリストとともに占める特別な位置をたたえてきました。

2 最近、教理省は、『超自然現象とされるものの識別手続きのための規則』(3) を公布しました。こうした現象との関連で、おとめ MARIA を指す特定の称号や (4) 表現が用いられることがしばしばあります。そのいくつかはすでに教父にも見られるこうした称号は、つねに正確に用いられるわけではありません。時としてその意味が変えられたり、そればかりか曲解されることもあります。用語的な問題を超えて、いくつかの称号は内容に関連する重要な困難を示します。そこからしばしば MARIA の姿に関する誤った理解が生じ、キリスト論(5)、教会論(6)、人間論(7) 的なレベルで深刻な影響を及ぼすためです。

3 おとめ MARIA を指すこれらの称号の解釈において、キリストのあがないのわざへの MARIA の協力をどのように理解するかが問題となります。すなわち、「救いの計画における MARIA のこの独自の協力の意味はいかなるものか」(8) ということです。本文書は、考察を尽くすことや網羅することを望むのではなく、キリスト教の諸神秘において、キリストの独自の仲介と救いのわざへの MARIA の協力との間で確立すべき必要なバランスを保ち、このバランスがさまざまな MARIA の称号においてどのように表されるかを示すことを目指しています。

救いのわざへのマリアの協力

4 伝統的に、救いのわざへのマリアの協力は二つの観点から取り上げられてきました。すなわち、キリストがその生涯において、とくに過越によって実現した〈客観的な〉あがないへの参与という観点と、あがなわれた人々に対してマリアが〈現実〉に行使する影響から出発する観点です。実際には、これら二つの観点は互いに関連し合い、単独で取り上げることはできません。

5 マリアがキリストの救いのわざに参与したことは、聖書によって示されています。聖書はイエス・キリストにおいて実現された救いの出来事を、旧約聖書においては〈約束〉として、新約においては〈実現〉として示します。こうして、すでに創世記3・15においてマリアが垣間見られます。なぜなら、マリアは蛇に対する決定的な勝利にあずかる女だからです。だから、カルワリオ（ゴルゴタ）の場面でイエスがマリアに向かって「女よ」と呼びかけたのは驚くべきことではありません（ヨハ 19・26〔聖書協会共同訳〕）。カナにおいてもイエスはマリアを「女よ」（ヨハ 2・4〔聖書協会共同訳〕）と呼び、十字架の「時」におけるマリアと、マリアがイエスとともに果たす役割を示します。

6 この「時」において、マリアの協力が明らかにされます。その「時」、マリアはお告げにおいて述べた「然り」を再び述べ、またこの聖なる時に、福音書は、イエスの口に「女よ」（ヨハ 19・26〔聖書協会共同訳〕）といわせることから、マリアを「母」（ヨハ 19・27）として示すことへと移行します。福音書は、それに答えて弟子——わたしたち皆を代表する——がマリアを引き取ることを説明する際に、福音書の中で信仰によって「受け入れる」ことを意味する（ヨハ 1・11-12、5・43、13・20 参照）動詞（*lambanō*）を用います。これは、第四福音書（ヨハネによる福音書）の中で、自分の民のところに来た光が「受け入れられ」なかった（ヨハ 1・11）というために用いられるのと同じ動詞です。つまり、マリアのそばにいた弟子は、マリアを信仰によって母として受け入れるのです。イエスは、マリアを母として託した後に初めて「すべてのことが今や成し遂げられた」（ヨハ 19・28）ことを認めます。完成へのこの厳粛な言及は、この出来事を表面的に解釈することを阻みます。マリアがわたしたちの母であることは、キリストの過越によって実現される神の計画の完成の一部です。ヨハネの黙示録は、「女」（黙 12・1）をメシアの母（黙 12・5 参照）また「その子孫の残りの者たち」（黙 12・17）の母として示します。

7 ナザレのマリアを、福音書に示される（ルカ 1-2 章、マタ 1-2 章参照）イエスの幼年時代の出来事（9）を「あかしする特権をもつ者」（10）とみなしうることを思い起こすのはふさわしいことです。ルカは福音書の序言で読者に対して次のようにいいます。「わたしたちの間で実現したことがらについて、最初から目撃してみことばのために働いた人々が

わたしたちに伝えたとおりに、物語を書き連ねようと、多くの人々がすでに手を着けています」。そこでルカも「すべてのことを初めから詳しく調べ」（ルカ 1・1-3）することにしました。この目撃証言者たちの中で、マリアは、主イエスの受胎、誕生、幼年時代に直接かかわった者として際立ちます。同じことは、マリアが「イエスの十字架のそばに〔……〕立っていた」（ヨハ 19・25）ときの受難に関連する記述や、使徒たちが「女たちやイエスの母マリア〔……〕と心を合わせて、ひたすら祈りをしていた」（使 1・14）聖霊降臨を待つときの記述にもいえます。

8 ルカによる福音書の中で、マリアは、救いの〈喜び〉を与えられて伝える、シオンの娘です。ルカは、メシア的な喜びを告げる預言者の約束をまとめます（ゼファ 3・14-17、ゼカ 9・9 参照）。マリアにおいて約束が実現したことは、洗礼者ヨハネを喜びに躍らせます（ルカ 1・41 参照）。エリサベトはマリアの訪問を受け入れるのにふさわしくない者として自らを示します。「わたしの主の〈お母さま〉がわたしのところに来てくださるとは、どういうわけでしょう」（ルカ 1・43）。エリサベトは「わたしは何者でしょう。わたしの主がわたしのところに来てくださるからです」とはいいません。エリサベトは直接、〈お母さま〉に言及します。このことによって、わたしたちはキリストの使命とマリアの使命の間にある切り離しがたいつながりに気づきます。エリサベトは聖霊に満たされて語ります（ルカ 1・41 参照）。こうしてマリアに対するエリサベトの態度は信仰の模範として示されます。聖霊に促されてエリサベトが次に発したことばはこれです。「あなたは女の中で祝福されたかたです。胎内のお子さまも祝福されています」（ルカ 1・42）。聖霊の働きによって、エリサベトがイエスを「祝福された」かたと呼ぶだけでなく、その母をも「祝福されたかた」と呼ぶのは驚くべきことです。このメシア的な喜びの時に、マリアは自分たちが密接に結ばれていることを観想します。ここでマリアは優れた意味で「祝福された」者として現れます。「主がおっしゃったことは必ず実現すると信じたかたは、なんと幸いでしょう」（ルカ 1・45）。「わたしの霊は〔……〕喜びたえます」（ルカ 1・47）。「いつの世の人もわたしを幸いな者というでしょう」（ルカ 1・48）。ルカによる福音書において、この幸いは魂の状態というよりもむしろ、天で大きな報いを受ける（ルカ 6・23 参照）小さい者におけるメシアの約束の実現として現れることに気づくならば（ルカ 6・20-22 参照）、このことはいっそう大きな重要性を帯びます。

9 キリスト教の最初の数世紀において、教父は何よりもまずマリアが神の母であること（Theotokos）、永遠におとめであること（Aeiparthenos）、生涯の全期間にわたって罪から解放された、完全に聖なる者であること（Panagia）、新しいエバの役割を果たすこと（11）に関心を寄せました。こうして教父はおもに受肉の神秘においてキリストのあがないとのマリアの結びつきに関する考察を行いました。神のことばがマリアの胎内で肉となるという大天使ガブリエルのあいさつに答えてマリアが「然り」と述べたことは（ルカ 1・26-37

参照)、人間に神化の可能性を与えます。そのため聖アウグスティヌス(354-430年)はおとめマリアをあがないの「協力者」と呼び、キリストと一致したマリアの働きと、キリストへのマリアの従属を強調します。なぜなら、マリアは「信じる者が教会の中で」(12)生まれるためにキリストに協力するからです。そのためわたしたちはマリアを〈信じる民の母〉と呼ぶことができるのです。

10 最初の千年期において、教会におけるおとめマリアに関する考察は典礼と切り離せませんでした。偉大で豊かな多様性をもつ東方キリスト教の典礼的伝統は、聖書と公会議と教父を忠実に反映することを目指しました。〈信仰の法〉(lex credendi)となった〈祈りの法〉(lex orandi)は、賛歌から図像と民間信心に至るまでの東方的マリア論を形成します(13)。たとえば5世紀以降、東方教会ではマリアの祭日が定められ、それはその後7世紀に西方教会に広まりました。神の母の救いのわざへの参与の記念は、東方教会の奉献文や聖体礼儀によってだけでなく、東方キリスト教のさまざまな典礼的伝統に存在する時課の典礼で用いられる賛歌テキストを通じても行われました。〈賛歌〉には聖書のアレゴリーを用いたマリアにささげる作品が数多くあり(14)、その中では神の母の執り成しが祈り求められます。それは、受肉という根本的な神秘と、キリストによるあがないという観点から見たこの神秘の意味を深く考察することを可能にします。これらの賛歌は詩的象徴に満ちたことばによって、全能者がマリアのうちで行った不思議なわざを観想する、マリアに連なる人々の驚きと感嘆を表すことができます(15)。

11 初期の公会議の教えは、後にエフェソ公会議で宣言された神の母マリアに関する教義の概要を示し始めました。東方キリスト教は、少なくともエフェソ公会議とカルケドン公会議を受け入れた諸教会において、これらの初期の公会議が定義した教義をつねに教理的に支持しました。東方キリスト教は同時に、典礼・賛歌・図像の伝統に、イエスの幼年期と死の記述に関する民間のマリア物語・伝説を取り入れました。これらの物語は、抒情的な詩的イメージ——その唯一の目的は驚きを引き起こすことでした——に表現を与えることによって神の民の信心を育みました。このような神の母への崇敬は、マリアと受肉したみことばに視覚的なイメージを与える〈図像〉を通して示されます。エフェソ公会議とカルケドン公会議と結びついた東方教会の図像的伝統がマリアを通常「テオトコス(神の母)」(16)として示すことも重要です。こうした図像は、図像を通して幼子イエスである御子を世に示し、抱き、御子の前で人類のために執り成すおとめである聖母を〈観想する〉ために製作されました。このように、初期の公会議と教父の神学の〈ケリュグマ〉と視覚的記憶としての東方教会のマリアの図像は、聖なるおとめに与えられる特別な称号を視覚的に翻訳することを目指します(17)。そのため、イコンは典礼と賛歌を考慮に入れながら「読解」されなければなりません。マリアはキリストの隣に位置づけられた崇敬の対象であるだけでなく、受肉を通してキリストの神秘に組み込まれます(18)。マリアのイコンにおいてキリストご自身

が崇敬されます。マリアは〈テオトコス（神の母）〉、すなわち、キリストである御子イエスを示すおとめである聖母であると同時に、キリストという唯一の道をその手で指し示す〈オディグトリア（導く者）〉（Odēghētria）でもあるのです。

12 12世紀以降、西方神学（19）は、おとめである聖母をカルワリオ（ゴルゴタ）での血によるあがないの神秘と結びつける関係に目を向け、シメオンの預言をキリストの十字架と関連づけました。マリアが十字架の下にいたことは、母としての愛に満ちたキリスト者の勇気のしるしとして理解されました。聖ベルナルド（1090–1153年）はイエスの神殿への奉獻を注解しながら、あがないのいけにえへの聖母の協力について述べます（20）。聖ベルナルドの友人でベネディクト会ボンヌヴァル修道院院長のアルナルドゥス（1159以降没）は、マリアが御子イエス・キリストとともにカルワリオ（ゴルゴタ）のいけにえに協力したことを初めて考察しました（21）。

13 救いのわざにおける聖母の御子との協力は、教会の教導職によって明らかにされました（22）。第二バチカン公会議が述べるとおり、「したがって、聖なる教父たちが、マリアは単に受動的に神に用いられたのではなく、自由な信仰と従順をもって人類の救いに協力した、と考えているのは正しい」（23）。この協力は、イエスの地上での生涯（受胎、誕生、死と復活）だけでなく、教会の時代においても存在します。

14 無原罪の御宿りの教義は、あがないにおけるキリストの優位性と独自性を強調します。なぜなら、最初にあがなわれた者であるマリアは、自らのあらゆる働きに先立って、キリストによってあがなわれ、聖霊によって造り変えられた者だからです（24）。キリストによって「最初にあがなわれ」、聖霊によって「最初に造り変えられた」というこの特別な状態によって、マリアはキリストおよび聖霊とより強力に深く協力することができ、神がすべての人において実現しようと望むことの原型（25）、模範、また範型となるのです（26）。

15 救いのわざにおけるマリアの協力は三位一体的な構造をもっています。なぜなら、それははしための〈小ささ〉に目を留めた（ルカ1・48参照）御父の働きかけの実りであり、しもべの形をとってへりくだった（フィリ2・7–8〔聖書協会共同訳〕参照）御子の〈ケノーシス〉から流れ出、ナザレのおとめの心を、お告げのときだけでなく（ルカ1・28、30参照）、御子と交わる生涯全体において、応答できるように準備した聖霊の恵みの結果だからです。教皇聖パウロ六世（位1963–78年）は次のように教えます。「おとめマリアにおいては、いっさいがキリストと関連しており、またキリストに依存しています。父である神は永遠の昔から彼女をもっとも聖なる母として選び、ほかの被造物には与えられなかった聖霊のたまものをもって彼女を満たされたことは、ひとえにキリストのためでありました」（27）。マリアの然りは、彼女の同意と協力なしに実現できた何らかのことの単なる前提条件では

ありません。マリアの母性は単なる生物学的な、また受動的なものではなく (28)、救いの計画において御父に愛された道具であるキリストの救いの神秘と一体となる、「完全に〈能動的な〉」(29) 母性です。マリアは「キリストが『女から生まれた』(ガラ 4・4) がゆえに真の人であることの保証であると同時に、ニケアの教義宣言によって、〈テオトコス〉すなわち神を産んだ者なのである」(30)。

マリアの救いへの協力に言及する称号

16 マリアに呼びかける称号 (あわれみの母、貧しい者の希望、キリスト信者の助け、救助者、弁護者など) の中には、たとえば共同のあがない主、仲介者のように、マリアのキリストのあがないのわざへの協力を強調するいくつかの称号があります。

共同のあがない主

17 〈共同のあがない主〉(Corredentrice) という称号は、10 世紀以来マリアに与えられていた〈あがない主〉(Redentrice) (あがない主の母の略称) という称号を修正するものとして、15 世紀に現れます。聖ベルナルドはマリアに十字架の下での役割を与え、これが〈共同のあがない主〉という称号の起源となりました。この称号は 15 世紀のザルツブルクの著者不詳の賛歌の中に初めて見いだされます (31)。〈あがない主〉という称号は 16・17 世紀まで残りましたが、18 世紀には完全に姿を消し、〈共同のあがない主〉に取って代わられました。20 世紀前半に行われたマリアのあがないへの協力に関する神学的な研究は、〈共同のあがない主〉という称号の深い理解をもたらしました (32)。

18 一部の教皇はその意味を説明することなしにこの称号を用いました (33)。概して諸教皇はこの称号を二つの異なるしかたで用いました。一つは、マリアの神的母性との関連においてです。マリアは母としてキリストが実現したあがないを可能にしたからです

(34)。もう一つは、あがないの十字架のそばでキリストと一致したこととの関連においてです (35)。第二バチカン公会議は、教義的・司牧的・エキュメニカルな理由によって共同のあがない主という称号の使用を避けました。教皇聖ヨハネ・パウロ二世は少なくとも 7 回、この称号を用い、それを、キリストの苦しみとともにささげられるわたしたちの苦しみの救済的な価値と結びつけました。マリアはとくに十字架の下でキリストと一体化するからです (36)。

19 1996 年 2 月 21 日、当時の教皇庁教理省長官のヨゼフ・ラッツィンガー枢機卿は、すべての恵みの共同のあがない主ないし仲介者としてのマリアに関する教義を決定することに関する〈仲介者マリアの民の声〉(Vox Populi Mariae Mediatrici) 運動の要請は受け入れ

られるかという問いに対して、個人的な〈意見表明〉(votum)によって次のように答えました。「〈受け入れられない〉。称号の正確な意味があいまいであり、その中に含まれる教理が成熟していない。〈神的信仰によって〉(de fide divina)定義される教理は、〈ゆだねられた信仰の遺産〉(depositum fidei)、すなわち、聖書と使徒的伝統によって伝えられる神の啓示に属する。称号によって表される教理が聖書と使徒的伝統の中にどのように存在するかは明らかではない」(37)。その後2002年に、ラッツィンガー長官はこの称号に反対する意見を公式に表明しました。「『共同のあがない主』という定式は聖書と教父のことばからあまりにもかけ離れており、それゆえ誤解を招くものである。……とくにエフェソの信徒への手紙とコロサイの信徒への手紙が述べているとおり、すべてはキリストに由来する。マリアにとってもすべてはキリストに由来する。『共同のあがない主』という用語はこの起源をあいまいにするものである」。ラッツィンガー枢機卿は、この称号を使用する提案における善意と貴重な側面を否定しませんでした、それは「誤った用語」(38)であると主張しました。

20 当時のラッツィンガー枢機卿はエフェソの信徒への手紙とコロサイの信徒への手紙に言及しました。そこで用いられている用語と賛歌の神学的ダイナミズムは、受肉した御子の唯一のあがないの中心性と源泉性を示します。なぜなら、「キリストにおいて」「あらゆる霊的な祝福で満た」(エフェ1・3)されたときから、別の仲介を付け加える可能性は排除しなければならないからです。なぜなら、わたしたちは〈キリストにおいて〉子とされ(エフェ1・5参照)、〈キリストにおいて〉恵みを与えられ(エフェ1・6参照)、「その血によってあがなわれ」(エフェ1・7)、〈キリストが〉この恵みを「わたしたちの上にあふれさせ」(エフェ1・8)たからです。わたしたちは〈キリストにおいて〉「約束されたものの相続者とされ」(エフェ1・11)、前もって定められました。さらに神は〈キリストのうちに〉「満ちあふれるものを余すところなく宿らせ」(コロ1・19)、「万物をただ〈御子によって〉、〈ご自分と〉和解させ」(コロ1・20)ることを望まれました。キリストの独自の位置に関するこの賛歌は、すべての被造物を明らかに受容的な役割のうちに位置づけるとともに、あがないの領域におけるいかなる協力の可能性を考察する際にも敬虔で慎重な注意を払うように招きます。

21 教皇フランシスコは、少なくとも3つの場面で、〈共同のあがない主〉という称号の使用にはっきりと反対する立場を表明しました。教皇は次のようにいいます。マリアは「御子から何かを自分のものとすることを決して望みませんでした。マリアは決して自分を共同のあがない主として示しませんでした。そうではなく、マリアは自分を弟子として示しました」(39)。あがないのわざは完全であり、何かを付け加える必要はありません。それゆえ、「聖母はいかなる称号もイエスから取り上げることを望みませんでした。〔…〕自分がいわばあがない主ないし共同のあがない主となることを求めませんでした。そ

のようなことはなさいません。あがない主はただひとりであり、この称号は二重にできません」(40)。キリストは「唯一のあがない主です。共同贖罪者は存在しません」(41)。なぜなら、「愛と従順の精神をもってささげられた十字架のいけにえは、あふれるほどに豊かで限りない償いを示す」(42) からです。わたしたちはこのあがないの効果に世に延長させることができるとはいえ（コロ1・24参照）、教会もマリアも、受肉した神の御子のあがないのわざの代わりとなったり、それを完成させたりすることはできません。あがないのわざは完全であり、付け加えることを必要としないからです。

22 あがないのわざにおけるマリアのキリストに対する従属的な役割を説明しなければならないならば、マリアの協力を定義するために〈共同のあがない主〉という称号を使用することは〈つねに不適切〉です。この称号はキリストの唯一の救済的仲介をあいまいにするおそれがあり、それゆえ、キリスト教信仰の真理の調和に混乱とバランスの欠如をもたらす可能性があります。なぜなら、「ほかのだれによっても、救いは得られません。わたしたちが救われるべき名は、天下にこの名のほか、人間には与えられていないのです」(使4・12)。ある表現が、正しい意味から離れることを避けるために、多くの継続的な説明を必要とする場合、それは神の民の信仰の役に立たず、〈不都合なもの〉となります。この場合、この表現はマリアをあがないと恵みのわざの最初で最大の協力者としてたたえるために役立ちません。なぜなら、わたしたちの救いのために人となられた神の子であり、御父に限りない価値をもついけにえをささげることのできる唯一のかたであるイエス・キリストの排他的な役割をあいまいにする危険は、マリアへの真の崇敬とならないからです。実際、「主のはしため」(ルカ1・38)であるマリアは、わたしたちにキリストを示し、「この人が何かいいつけたら、そのとおりにしてください」(ヨハ2・5)とわたしたちに求めるのです。

仲介者

23 「仲介」(meditazione)という概念は、6世紀以降、東方教父によって用いられま
す。その後の時代に、クレタの聖アンドレアス(660頃-740年)(43)、コンスタンチノ
ープルの聖ゲルマノス(位715-30年)(44)、ダマスコの聖ヨハネ(45)が異なる意味で
この称号を用いました。西方教会では、12世紀以降、この称号がしばしば用いられま
したが、17世紀になって初めて教理的な命題として述べられました。1921年、メヘレン大司
教のD-J・メルシエ枢機卿(1851-1926年)は、ルーヴァン・カトリック大学の学術的協
力とベルギーの司教・司祭・信徒の支持によって、教皇ベネディクト十五世にマリアの普
遍的仲介に関する教義の定義を求めました。しかし、教皇はこれを認めずに、仲介者マリ
アの記念日と固有のミサおよび時課の典礼のみを認可しました(46)。それから1950年ま
でこの問題に関する神学的検討が行われ、第二バチカン公会議の準備段階に至りました。

しかし、公会議は教義宣言を行わず (47)、「キリストと教会の神秘の中に占めるべき幸いなるおとめマリアの位置づけに関するカトリックの教え」(48)に関する広範な要約を示すことを優先しました。

24 キリストの排他的な仲介に言及する聖書の表現は決定的です。キリストは唯一の仲介者です。「神は唯一であり、神と人との間の仲介者も、人であるキリスト・イエスただおひとりなのです。このかたはすべての人のあがないとしてご自身をささげられました」(一テモ2・5-6)。教会は、このキリストの独自の位置を、キリストは永遠かつ無限の御子であるため、ご自分がとられた人間性と位格的に一致しているという事実から説明しました。この位置はキリストの人間性によって排他的であり、したがって、そこから生じる帰結はキリストにのみ当てはめることができます。この正確な意味で、受肉したみことばの役割は排他的で唯一です。この明快な啓示されたことばに照らして、「仲介者」という称号をマリアに適用するに際しては特別な慎重さが必要です。マリアの協力の意味を広げようとする傾向に対して、その貴重な意味とともに限界を明確にすることが適切です。

25 一方で、「仲介」(meditazione)という用語が社会生活のさまざまな領域で普通に用いられているのを無視できません。そこでは「仲介」は単純に、協力、援助、調停の意味で理解されます。したがって、この語が従属的な意味でマリアに適用されるのは不可避です。そして、まことの神にしてまことの人であるイエス・キリストの唯一の仲介に何らかの効果や力を付け加えることを決して意図しません。

26 他方で、次のことも明らかです。神の子のわたしたちの人間性への真の受肉を可能にするために、マリアは現実には仲介を行いました。なぜなら、あがない主が「女から生まれる」(ガラ4・4)ことが必要だったからです。お告げに関する物語は、それが生物学的な仲介だけではなかったことを示します。なぜなら、この物語はマリアの積極的な関与を強調しているからです。マリアは問いかけ(ルカ1・29、34参照)、「この身になりますように(Fiat)」(ルカ1・38)と決断をもって受諾します。このマリアの応答は、全人類が待ち望んでいたあがないへと扉を開き、聖人たちはそれを劇的な詩的表現で描写しました(49)。カナの婚礼においても、マリアは仲介の役割を果たします。マリアはイエスに花嫁と花婿の必要としていることを示し(ヨハ2・3参照)、召し使いたちにイエスの指示に従うように求めます(ヨハ2・5参照)。

27 第二バチカン公会議において〈仲介〉という用語は、何よりもまずキリストを指します。時としてマリアを指す場合もありますが、それは明らかに従属的な意味においでです(50)。実際、マリアに言及する際には、協力(51)あるいは母としての援助(52)を中心とした、別の用語を用いることが優先されます。〈公会議の教えは、「数々の執り成し」

や「母の保護」(53)といった表現によって、マリアの母としての執り成しの観点をはっきりと定式化します)。この二つの側面はともに、聖霊によるキリストのわざへのマリアの協力の独自性を表します。わたしたちは厳密な意味で、受肉した神の子の仲介以外の、他の恵みの仲介について語ることはできません(54)。そのため、「その受肉と死、復活の出来事をもって救いの歴史を完成し、ご自分の中にその歴史の充満と中心を有しておられる、神の子であり、主であり、唯一の救い主であるイエス・キリストの真理」を「教会の信仰の変わらぬ要素として堅く信じなければならない」(55)というキリスト教の確信を、隠さずにつねに思い起こす必要があります。

キリストの唯一の仲介におけるマリア

28 同時に、キリストの仲介の唯一性が「包括的」であることも思い起こさなければなりません。すなわち、キリストはご自身の救いの計画の実現においてさまざまなかたちの仲介を可能にします。なぜなら、わたしたちは皆、キリストとの交わりのうちに、ある意味で神の協力者となり、互いに「仲介者」となることができるからです(一コリ3・9〔聖書協会共同訳〕参照)。キリストは、至高の無限の力をもっておられるからこそ、ご自分の兄弟たちにご自身の計画の実現に真の意味で協力できる力をお与えになることができるのです。第二バチカン公会議はこう述べました。「あがない主の唯一の仲介は、造られたものが唯一の泉に参与しながら行う種々の協働を排除するものではなく、かえってこれを生み出すものである」(56)。そのため、「理解を深めなければならないのは、この参与的仲介の意味なのですが、そのためにはキリストの唯一の仲介をつねに最高の原理としなければなりません」(57)。次のことも真実であり続けます。教会はキリストの過越の出来事の結果を時間の中で延長し、あらゆるところに伝えます(58)。そして、マリアは母なる教会の中心で独自の位置を占めます(59)。

29 復活した主がご自身のわざにおいてご自分と協力するように信者を高め、造り変え、これに力を与えるという確信から出発するなら、キリストのわざにマリアが参与することは明らかです。この参与が行われるのは、キリストご自身の弱さ、無力、必要のゆえにではなく、ご自身のわざの協力者として寛大に惜しみなくわたしたちをかかわらせることができる、その栄光の力のゆえにです。この場合、まさに次のことを強調しなければなりません。キリストが、わたしたちがキリストに同伴し、その恵みの力によって、わたしたちが全力を尽くすことを可能にするとき、最終的に栄光を受けるのは、ご自身の力とあわれみです。

栄光のキリストのうちに実を結ぶ

30 とくにわたしたちを照らすのは次の箇所です。「わたしを信じる者は、わたしが行うわざを行い、また、もっと大きなわざを行うようになる。わたしが父のもとへ行くからであ

る」(ヨハ 14・12)。復活して父のもとに戻られるキリストと結ばれた信者は、イエスが地上で行った不思議なわざを上回るわざを行うことができますが、それはつねに信仰による栄光のキリストとの結びつきのおかげです。このことは、たとえば初代教会の驚くべき拡大のうちに示されます。それは、復活したキリストがご自身の教会をみわざにあずからせたからです(マコ 16・15 参照)。こうして、キリストの栄光は衰えず、むしろさらに目に見えるものとなり、信者を造り変えて、ご自身とともに実を結ばせることのできる力として現されました。

31 教父においてこの思想はヨハ 7・37-39 への注解によって特別なしかたで表現されました。なぜなら、ある人々は「生きた水が川となって流れ出る」という約束を信者のことだと解釈するからです。すなわち、キリストの恵みによって造り変えられた信者は、他の人々にとっての泉となるのです。オリゲネス(185 頃-254 年頃)は、主がヨハ 7・38 で告げたことを成就すると解説します。なぜなら、主はわたしたちから水の流れを流れ出させるからです。「神の像である人間の靈魂は、井戸、泉、川の流れを自らのうちに含み、自分から生み出すことができる」(60)。聖アンブロジオ(339 頃-97 年)はキリストの開かれた脇腹から水を飲むことを勧めました。「それは、永遠のいのちのために流れ出る水の泉があなたのうちに豊かにあふれるためである」(61)。聖トマス・アクィナス(1224/25-74 年)は、信者が「神から与えられたさまざまな恵みのたまものを他の人々に急いで伝えるなら、その心から生きた水が流れ出る」(62)と述べて、このことを表現しました。

32 このことがすべての信者にとって真実なら——信者のキリストとの協力は、恵みによって造り変えられれば造り変えられるほど実り豊かなものとなります——、このことはマリアについて、それも独自で最高のしかたで、いっそういうことができます。なぜなら、マリアは「恵まれたかた」(ルカ 1・28)であり、神のわざを妨げることなしに、こういわれたからです。「わたしは主のはしためです。おことばどおり、この身に成りますように」(ルカ 1・38)。マリアはあがないと恵みの造り主を世にもたらし、十字架の下に堅くとどまり(ヨハ 19・25 参照)、御子とともに苦しみ、剣に刺し貫かれた母の心の痛みをささげた(ルカ 2・35 参照)、母だからです。マリアは、受肉から十字架と復活まで、独自で、いかなる信者に起こりうるよりも優れたしかたで、キリストと一致し続けました。

33 これらすべてのことが行われたのは、マリアの功績によるものではなく、十字架上でキリストの功績が、唯一の主また救い主の栄光のために、特別に先取りしたかたちで、完全なしかたでマリアに当てはめられたためです(63)。要するに、マリアは神の恵みの効力に対する賛歌であり、マリアの美に関するあらゆるしるしは、あらゆる善の源である三位一体に直接、栄光を与え続けます。マリアの比類のない偉大さは、自分が聖霊に満たされることを受け入れ、それを信頼をもって準備したことのうちにあります。キリストの

能動的な役割と並行するような能動的な役割をマリアに帰そうとするなら、わたしたちはマリアに固有の比類のない美から遠ざかることとなります。「参与的仲介」という表現は、マリアの位置の正確で貴重な意味を表すことができますが、適切なしかたで理解しなければ、容易にこの意味をあいまいにし、それどころかそれと矛盾するおそれがあります。ある側面において「包括的」または参与的なキリストの仲介は、他の側面において排他的で不可分的なのです。

信じる者の母

34 マリアの場合、この仲介は〈母としての〉形で実現されます(64)。まさにカナで起こり(65)、十字架の下で確認されるとおりです(66)。教皇フランシスコはそれをこう解説します。「マリアは母です。これはまさに十字架の瞬間にマリアがイエスから与えられた称号です(ヨハ19・26-27参照)。あなたは、あなたの子らにおいて母です。〔……〕マリアは、イエスの母となるたまものと、母としてわたしたちに同伴し、わたしたちの母となる務めを与えられたのです」(67)。

35 〈母〉という称号は聖書と教父に根ざし、教導職によって提示され、その内容の定式化は第二バチカン公会議の説明や(68)回勅『救い主の母』(*Redemptoris Mater*)における〈靈的次元での母性〉(69)という表現へと発展しました。このマリアの靈的な母性は、肉体的な次元で神の子の母であることから流れ出ます。おとめマリアは、自らの使命を自由に信仰をもって受け入れることから始まり、キリストを肉体的に産むことによって、キリストの神秘体の部分であるすべてのキリスト信者を信仰へと生み出しました。すなわち、からだの部分を含む〈キリスト全体〉を生み出したのです(70)。

36 おとめマリアが母として、受肉から十字架と復活に至るまでの御子の生涯に参加したことは、マリアのキリストのあがないのわざへの協力に独自の特別な性格を与えます。とくに「マリアが神秘体のすべてのメンバーに対して靈的な母であることを思い巡らし〔……〕、信頼に満ちた祈りの心を抱きつつ、彼女に弁護者、助け手としての取り次ぎを願う」(71)教会にとって、特別な意味でそのことがいえます。この母としての側面が、おとめマリアとキリストとの関係と、救いのわざのあらゆる瞬間におけるマリアの協力を特徴づけます。マリアはその母としての使命によって、あがないの主とあがなわれた人々と独自の関係をもちます。このあがなわれた人々の中で、マリアはその最初の者です。「マリアは、教会と、教会において生じる新しい誕生の〈テュポス(模範)〉」です。しかし、それ以上に、マリアは「教会そのものの」象徴であり、「要約」(72)です。マリアの母性は、自分を完全にささげることと、神秘に仕える者となることへの招きから生じます(73)。このマリアの〈母性〉のうちに、恵みによる母性と、教会全体に対するマリアの現実の位

置についてわたしたちが語りうることのすべてが要約されています。

37 マリアの霊的な母性にはいくつかの決定的な特徴があります。

a) マリアの霊的な母性の基盤は、マリアが神の母であり、この母性をキリストの弟子と (74) 全人類に対して延長することのうちにあります (75)。この意味で、マリアの協力は独自であり、「他の人たち」(76) の協力と区別されます。マリアの執り成しは、キリストの仲介のような、祭司的仲介の執り成しの特徴をもたず、母性の秩序と類比のうちに位置づけられます (77)。マリアの執り成しをキリストのわざと結びつけることにより、わたしたちに主から与えられたたまものは、母の優しさと近さに満ちた母としての側面によって示されます (78)。イエスはこの母をわたしたちと共有することを望まれたのです (ヨハ 19・27 参照)。

b) マリアの母としての協力はキリスト〈のうちに〉行われ、それゆえ〈参与的〉です。すなわちそれは、「キリスト自身の仲介という唯一の源泉に参与するもの」(79) です。マリアはキリストの唯一の仲介に完全に個人的なしかたでかかわります (80)。「母としてのマリアの役割は、キリストのこの唯一の仲介を決して曇らせたり弱めたりするものではなく、かえってその力を示すものである。実際、聖なる処女(おとめ)が人々の救いに対して及ぼす影響はすべて〔……〕満ちあふれるキリストの功德から流れ出るものであって、キリストの仲介に基づき、その仲介に完全に依存し、その仲介からいっさいの力を得るのである」(81)。マリアはその母性によって〈人間とキリストの間の障害となるものではありません〉。その反対に、マリアの母としての役割はキリストの役割と不可分のしかたで結びつき、キリストへと方向づけられています。このように理解するなら、マリアの母性は、キリストにのみささげられるべき唯一の礼拝を弱めることを意図するのではなく、むしろそれをかき立てます (82)。それゆえ、あたかもマリアが神のあわれみが不十分なために必要な代替物であるかのように、マリアを主の正義に対する一種の「避雷針」として示す、マリアに関する称号や表現を避けなければなりません。第二バチカン公会議はマリア崇敬のあるべき姿について繰り返し述べました。「それはキリスト教信仰の中心であるキリストへと向かう信心です。『母がたたえられるとき、子が正しく知られ、愛され、たたえられる』のです」(83)。結局のところ、マリアの母性は、御父の選びと、キリストのわざと、聖霊の働きに対して〈従属的〉(84) です。

c) 教会はマリアの霊的な母性にとっての基準であるだけではありません。まさに教会の秘跡的次元がマリアの母としての役割がつねに表される場なのです (85)。マリアは教会とともに、教会のうちで、教会のために働きます。マリアの母性の行使は教会の交わりにおいてなされるものであり、教会の外でなされるものではありません。マリアは教会を導

き、教会に同伴します。教会はマリアから自らの母性を学びます (86)。福音をのべ伝え、回心させ、キリストを告げ知らせるみことばを受け入れることによって。洗礼と聖体という秘跡的生活のたまものによって。神の子が生まれ、育つのを助ける母としての教育と養成によって (87)。それゆえ、こういうことができます。「教会の豊かさは、マリアの豊かさと同じです。教会の豊かさは、その構成員の生活の中で、彼らが、聖母が生きたことを『小規模に』追体験することによって、すなわち、彼らがイエスの愛に従って愛することによって、実現します」(88)。母であるマリアは、教会と同じように、キリストがわたしたちのうちに生まれることを望むのであって (89)、キリストに取って代わることを望むではありません。そのため、「キリストの開かれた脇腹からあふれ出る広大なわき水のおかげで、教会も、マリアも、そしてすべての信仰者も、それぞれ異なるかたちで、生ける水が流れ出る水路となります。このようにしてキリストご自身が、わたしたちの小ささを通して、ご自分の栄光を現してくださるのです」(90)。

執り成し

38 マリアはその母性のため、また、恵みに満たされているために、キリストと独自のしかたで結ばれています。このことは天使のあいさつの中で示唆されます (ルカ 1・28 参照)。このあいさつは、聖書全体の中で一回だけ、ここでのみ用いられることば (kecharitōmenē) を用います。聖霊の力を胎内に受け入れ、神の母となったマリアは、同じ聖霊によって教会の母となります (91)。この母性と恵みの独自の一致のゆえに、わたしたちのためのマリアの祈りは、他のいかなる執り成しとも比べ物にならない価値と効力をもたらします。教皇聖ヨハネ・パウロ二世は、「仲介者」という称号をこの母としての執り成しの役割と関連づけました。なぜなら、「マリアは『間に入り』ますが、それは、第三者的な仲介者としてではなく、母の立場で、御子に人々の欠乏を示すことができる、いやむしろ、示す『権利を有する』ことを意識している者としてなのです」(92)。

39 カトリック教会の信仰は聖書のうちに、天において神とともにいる人々は、わたしたちのために執り成し、わたしたちに同伴することによって、同じような愛の働きを行い続けることができることを読み取ります。たとえば、天使たちは「奉仕する霊であって、救いを受け継ぐことになっている人々に仕えるために、遣わされた」(ヘブ 1・14) と書かれています。天使が果たす使命についても語られます (トビ 5・4、12・12、使 12・7-11、黙 8・3-5 参照)。荒れ野で誘惑を受けたとき (マタ 4・11 参照)、また受難のとき (ルカ 22・43 参照)、天使がイエスを助けます。詩編では神が「み使いに命じてあなたの道のどこにおいても守らせてくださる」(詩 91・11) と約束されています。

40 これらの箇所は、天が地から完全には引き離されていないことをわたしたちに示します。このことが、天にいる人々からわたしたちのための執り成しを得る可能性を開きま

す。ゼカリヤ書では神の使いがこう語るのを示します。「万軍の主よ、いつまでエルサレムとユダの町々をあわれんでくださらないのですか。あなたの怒りは七十年も続いています」(ゼカ1・12)。同様に、ヨハネの黙示録は、「殺された人々」、すなわち天に入る殉教者たちについて語ります。これらの人々は、わたしたちを不正から解放するために神が地上で働いてくださるように願って執り成しを行います。「神のことばと自分たちが立てたあかしのために殺された人々の魂を、わたしは祭壇の下に見た。彼らは大声でこう叫んだ。『真実で聖なる主よ、いつまで裁きを行わず、地に住む者にわたしたちの血の復讐をなさらないのですか』」(黙6・9-10)。ヘレニズム的ユダヤ教の伝統では、すでに正しい人が死後、民のために執り成しを行うという信仰が表明されていました(二マカ15・12-14参照)。

41 天において「その子孫の残りの者たち」(黙12・17)を愛するマリアは、聖霊が与えられたときに使徒たちとともに祈ったのと同じように(使1・14参照)、今も母としての執り成しによってわたしたちの祈りに寄り添い続けます。こうしてマリアは、カナの婚礼で示した奉仕とあわれみの態度を続け(ヨハ2・1-11参照)、今日もイエスに向かっていい続けます。「ぶどう酒がなくなりました」(ヨハ2・3)。わたしたちはマリアがマリアの賛歌の中で、民の女性として神をたたえるのを見いだします。なぜなら、神は「身分の低い者を高く上げ、飢えた人を良い物で満たし」(ルカ1・52-53)、「わたしたちの先祖におっしゃったとおり」「そのしもべイスラエルを受け入れて、あわれみをお忘れにな」(ルカ1・54-55)らないからです。またわたしたちは、マリアが親類のエリサベトを助けるために急いで駆けつける姿を目にします(ルカ1・39-40参照)。だから神の民はマリアの執り成しを揺るぎなく信頼するのです。

42 キリストとともに選ばれ、栄光を受けた人々の中で、聖母マリアは第一の位置を占めます。そのためわたしたちは、キリストがご自身の教会の中で成し遂げる救いのわざにマリアが独自の協力を行うことを断言できます。この執り成しによって、マリアは主のあわれみの母としてのしるしへと変わります。こうして、主は、ご自身が自由に望まれたがゆえに、わたしたちに対するみわざに母のみ顔を与えるのです(93)。

母としての近さ

43 マリアに関するさまざまな信心、図像、巡礼所の存在は、子らの生活に近づくマリアの具体的な母性を示します。テベヤク山でインディオの聖ホアン・ディエゴ・クアウトラトアツィン(1474-1548年)に聖母が出現したことはその一例です。マリアは母の優しいことばで彼に呼びかけます。「わたしの小さな子、フアニート」。聖ホアン・ディエゴがゆだねられた使命を果たすのが困難であることを打ち明けると、マリアは母としての力を彼に示します。「あなたの母であるわたしがここにいるではないですか。〔……〕あなたはわ

たしのマントの裾の中に、わたしの腕の中にはいるはないですか」(94)。

44 聖ホアン・ディエゴが受けたマリアの母としての愛情の体験は、マリアの愛情を受け入れ、「日々の生活の必要を」マリアの手にゆだね、「信頼をもって心を開いて、マリアの母としての執り成しを求め、その確かな保護を受ける」(95) キリスト信者の個人的な体験です。マリアの近さに関するこうした特別な開示のほかに、マリアの母性はすべてのマリアの子らの生活のうちに日々絶えることなく表されます。わたしたちがマリアの執り成しを求めているときでさえも、マリアは自らが母として寄り添うことを示し、わたしたちが御父の愛を見だし、キリストの救いのたまものを観想し、聖霊の聖化の働きを受け入れるのを助けます。教会にとってマリアの価値はきわめて大きいため、司牧者はこのようなマリアの近さを政治的に利用することをいっさい避けなければなりません。教皇フランシスコはこのことについてさまざまな機会に注意を促し、「民の聖母との出会いを利用しようとするさまざまな種類のイデオロギー的・文化的提案」(96) に対する懸念を表明しました。

恵みの母

45 このような「信者の母」に関する理解は、マリアの働きをわたしたちの恵みの生活との関連において語ることも可能にします。しかしながら、神学的に受け入れうるある種の表現に、実際には容認できない別の内容を伝えるイメージや象徴が容易に含まれていることを指摘しなければなりません。たとえば、マリアが神と切り離された〈恵み〉を託されているかのように示されることがあります。この場合、主がその寛大で自由な全能の力によって、マリアではなくキリストのみ心という唯一の中心から流れ出る神のいのちの伝達とマリアを結びつけようと望んだことがはっきりと感じ取れません(97)。また、マリアがあらゆる恵みがそこからほとばしり出る泉として示されたり思い描かれたりすることがしばしばあります。三位一体的な(父と子と聖霊の)内住(造られざる恩恵 [gratia increata])と神のいのちへの参与(創造された恩恵 [gratia creata])が不可分であることを考慮に入れるなら、この神秘がマリアの手を「通過」することによって条件づけられうると考えることは不可能です。この種の考え方は、キリストの中心性そのものが消失するか、少なくとも限定されるしかたでマリアを高めるものです。ラッツィンガー枢機卿は〈すべての恵みの仲介者であるマリア〉という称号は明確に神の啓示に基づくものではないと述べています(98)。わたしたちはこの確信に従って、この称号が神学的考察においても霊性においても困難を伴うと認めることができます。

46 こうした困難を避けるために、恵みの秩序におけるマリアの母性を〈恵みの準備(dispositiva)〉として理解すべきです。一方で、マリアの母としての執り成しは、その

〈執り成し〉(99)の性格のゆえに、「母の保護」(100)の表現です。この「母の保護」は、キリストが神と人間の間の唯一の仲介者であることを認めることを可能にします。他方で、マリアのわたしたちの生活における〈母としての現存〉は、わたしたちの心を聖霊におけるキリストのわざに開くように促すマリアのさまざまな働きを排除するものではありません。こうしてマリアは、さまざまなしかたで、わたしたちが、主のみがわたしたちのうちに注ぐことができる〈恵みのいのちを準備する〉助けとなるのです。

47 わたしたちの救いは、キリストの救いの恵みのみによるわざであり、それ以外の何者によるものでもありません。聖アウグスティヌスは「この死の支配はすべての人においてただ救済者の恩恵によってのみ滅ぼされるのである」(101)と述べて、これを不義の人のあがないによってはっきりと解説しました。「しかし、不義の者さえも義とすることができる罪のない者である、ただ一人キリスト以外に、だれが不義の者、不敬虔な者、不法な者のために死のうと望むであろうか。それゆえ、わたしの兄弟たちよ。われわれにはいかなる功績あるわざもなく、ただ欠点があるのみであった。しかし、たとえ人間のわざがそのようなものであっても、キリストのあわれみは〔……〕われわれに当然与えられるべき罰ではなく、当然与えられるべきではない恵みを与えるのである。〔……〕彼はそれを金や銀の代価によってではなく、ご自身が流す血の代価によって行うのである」(102)。それゆえ、聖トマス・アクィナスは、人が他者のために報いを得ることができるという問いにこう答えます。「キリストのみを別として、何びとも他者のために第一の恩寵を等価・当然の報いとして得ることはできない」(103)。厳密な意味で (*de condigno*) 他のいかなる人も恵みを報いとして得ることはできません。そして、この点についていかなる疑いもありません。「われらの主イエス・キリストの受難の功績が与えられなければ、だれ一人として義人となることはできない」(104)。しかし、マリアの恵みの豊かさは、「人類の救い主イエス・キリストの功績を考慮して」(105)、マリアがいかなるわざよりも前にこの恵みを無償で受け取ったがゆえに存在します。自らを最後までささげたイエス・キリストの功績のみがわたしたちの義化のために用いられるのです。「神的本性の分有という永遠なる善に行きつくところの」この義化は「天地創造よりも〔……〕より大いなるわざ」(106)です。

48 しかし、人間は兄弟の善への望みによって神的本性を分有することができます。そして、人が「祈ること」や「あわれみのわざそのものによって」(107)表す愛の望みを神が聞き入れてくださるのはふわさしい (*congruo*) ことです。この恵みのたまものが神からのみ注がれることは真実です。なぜなら、この恵みは「自然本性の能力の限界を超え出るもの」(108)だからであり、わたしたちの人間本性と神のいのちの間には無限の隔たりが存在するからです(109)。にもかかわらず、神は聖母の望みをかなえることによって、この恵みを与えることができます。聖母はこのようなしかたで、身分の低いはしためとして神

のわざ喜んで自らを結びつけるのです。

49 マリアは、カナで行ったように、キリストに何をすべきかを告げません。マリアは、キリストがご自身の神的な力をもってわざを行うことができるように、わたしたちの欠乏と必要と苦しみをキリストに示しながら執り成します (110)。「ぶどう酒がなくなりました」(ヨハ 2・3)。今日もマリアはわたしたちが神のわざを受け入れる準備ができるように助けます (111)。「この人が何かいいつけたら、そのとおりにしてください」(ヨハ 2・5)。マリアのことばは単なる指示ではなく、聖霊の働きの下に人をキリストの神秘の深い意味へと導く、真の意味での母としての教育となります (112)。マリアは耳を傾け、決断し、行動します (113)。それは、わたしたちが自らの生活をキリストとその恵みに開くのを助けるためです (114)。なぜなら、キリストはわたしたちの存在の奥底でわざを行う唯一のかただからです。

神のみが達することができる場所

50 『カトリック教会のカテキズム』が思い起こさせてくれるとおりに、成聖の恩恵 (gratia sanctificans) は「何よりもまず、わたしたちを義化し聖化してくださる聖霊のたまものです」(115)。それは単なる助けや、わたしたちがもつことができる力ではなく、「神がわたしたちにお与えになる無償のたまものであり、〔……〕聖霊によって注がれた神のいのちにほかなりません」(116)。この恵みは、三位一体のわたしたちの奥深くへの内住、神との友愛、主との契約だということができます。神のみが成聖の恩恵を与えることが可能です。なぜなら、それは「無限の」(117)不均等を乗り越えることを意味するからです。この三位一体のたまもの、すなわち、この「霊魂のうちへの(神ご自身の)透入 (illabatur)」(118)は、信者のもっとも内なる部分を内的に変容させる効果を意味します (119)。聖トマス・アクィナスは、この人間の内奥への浸透を表すために、神のみに当てはまる illabi (透入する) という動詞を用いました。なぜなら、被造物ではない神のみが、人格の自由とアイデンティティを侵害することなしに人格の内奥に達することができるからです (120)。神のみが、人格の内奥に達することが可能です。それは、友としてご自身をささげることによって人を高め、変容させるためです。そのため、「いかなる被造物も恩寵を授けることはできない」(121)のです。聖トマス・アクィナスは秘跡の恵みについて語る際にもこのことを繰り返して述べます。「秘跡の内的結果を生ぜしめるのは神のみである。それは、神のみが、そこに秘跡の結果が存在するところの霊魂のうちへ透入するからであり、いかなるものも自らがそこに在らぬところで直接に働きを為すことはできないのである。もう一つの理由は、秘跡の内的結果である恩寵は〔……〕、神のみからのものである、ということである」(122)。

51 他の著作家も同様の意見を述べています (123)。中でも際立っているのは聖ボナヴェ

ントゥラ（1217/21-74年）です。聖ボナヴェントゥラは、神は人間のうちで成聖の恩恵によって働くとき、人間をご自身に対して〈直接的〉（124）なものとすると教えました。神は恵みを通して、絶対的な直接性をもって、神のみが実現可能な内奥への「浸透」によって、完全なしかたで人間に近づきます（125）。さらに、同じ創造された恩恵は、「仲介」として働くのではなく、神が人間の心に触れることによって直接的なしかたで与える友愛の直接の結果です。こうして、神は、友としてご自身を与えることにより、人間を変容させるわざを行うので、神と変容された人間の間にはいかなる仲介も存在しません

（126）。神のみが、人間を聖化するために、〈絶対的に直接的なもの〉となるまでに深く浸透することが可能です。それゆえ、神のみが人格を無化することなしに聖化のわざを行うことができるのです（127）。

52 神と永遠の同一本質の御子は（128）、受肉によって、救いの営みにおいて独自の位置を占める人間本性を取ります。「疑いなく無限の」（129）恵みによって御子と位格的に一致したこの人間性において、「最大の卓越性をもって恵みが受け取られた。それゆえ彼〔キリスト〕が受け取った恵みの卓越性に基づいて、その恵みが他の人々に及ぼされることが適当であった（*competit sibi*）。このことは頭としての性格に属する」（130）。この人間性は、御子から流れ出る、ないし「あり余る」（131）成聖の恩恵の注ぎにあずかります。したがって、キリストは、他者にそこから恵みが伝えられる（*in alios transfundetur*）頭として、「彼の人性においてすべての恩寵の根原である」（132）。この人間本性はわたしたちの救いと切り離すことができません。なぜなら、「受肉によって、神のことばが遂行なさるすべての救いの働きは、このみことばが人の救いのためにお受けになった人性と、つねに一体となって実現されるからです」（133）。神の御子は、そのお受けになった人間本性によって、「ある意味で自分をすべての人間と一致させ」、「自ら進んで自分の血を流すことによってわれわれにいのちをもたらした」（134）のです。恵みによって、信者はキリストと一つに結ばれ、その過越の神秘にあずかります。こうして信者はキリストとの親密で独自の一致を体験することができるようになります。そのことを聖パウロは次のようなことばで言い表しました。「生きているのは、もはやわたしではありません。キリストがわたしのうちに生きておられるのです」（ガラ2・20）。

53 いかなる人も、使徒や至聖なるおとめマリアでさえも、恵みの普遍的な分配者として行動することは不可能です。神のみが恵みを与えることが可能です（135）。そして神はキリストの人間性を通してこのことをなさいます（136）。なぜなら、「人間キリストは、御父の独り子として、恵みの充満を有している」（137）からです。至聖なるおとめマリアは卓越したしかたで「恵みに満ちた」「神の母」であるとはいえ、マリアもわたしたちと同じように御父の養子であり、詩人ダンテ・アリギエリ（1265-1321年）が述べたとおり「御子の娘」（138）です。マリアは派生的・従属的な参与によって救いの営みに協力しま

す。それゆえ、マリアの恵みの「仲介」に関するいかなる表現も、キリストとその唯一の仲介との隔たりのある類比において理解しなければなりません (139)。

54 マリアでさえも、恵みの伝達における人間と神との間の完全な直接性に介入することはできません。イエス・キリストとの友愛も、三位一体の内住も、マリアや聖人を通してわたしたちにもたらされるものとして考えることはできません。いずれにせよ、わたしたちにいえるのは、マリアがわたしたちのためにこの善を望み、わたしたちとともにそれを願うということです。〈信仰の法〉(lex credenti) でもある典礼は、わたしたちがこのマリアの協力を、恵みの伝達ではなく、母としての執り成しにおいて再確認することを可能にします。実際、無原罪の聖母マリアの祭日の典礼の中で、マリアに与えられた特典がいかなる意味で民の善のためのものであったかを説明する際、マリアは「恵みの弁護者」

(140)、すなわち、わたしたちのために恵みのたまものを願いながら執り成すかたとして準備されたと述べられます。

55 第二バチカン公会議が教えるとおおり、「聖なる処女（おとめ）が人々の救いに対して及ぼす影響はすべて、〔……〕キリストと信者との〈直接の〉一致を決して妨げるものではなく、かえって促進するものである」(141)。そのため、プラトン主義的な、一種の恵みの段階的な注ぎを思い描かせるようないかなる表現も避けなければなりません。たとえば、神の恵みは特定の仲介者——たとえばマリア——を通して降り、恵みの究極的な源泉（神）はわたしたちの心から引き離されたままであり続けるといった表現です。このような解釈は、恵みが主と信者の心との間で実現する、親密、直接、無媒介の出会いに関する正しい理解に悪影響を及ぼします (142)。事実、義化を行うのは神のみです (143)。三位一体の神のみが、わたしたちを神のいのちから隔てる無限の不均衡を乗り越えるために、わたしたちを高めてくださいます。神のみがわたしたちのうちに三位一体の内住をもたらし、神のみが、わたしたちのうちに入り、わたしたちを造り変え、ご自身の神のいのちにあずからせます。この神のみが行うわざの実現における何らかの仲介の役割をマリアに帰すことは、マリアの栄誉とはなりません。

流れ出る生きた水

56 にもかかわらず、マリアが恵みに満ち、善はつねに伝えられることを求めることに照らして、マリアが有する恵みが「あふれ出る」という一種の考え方が容易に浮上します。これは、これまでに述べたことと矛盾しないかぎりにおいてのみ適切な意味をもつことが可能です。これがおもにすでに言及し（成聖の恩恵へと心を開くように招く母としての執り成しと近さ）、造られたものが「唯一の泉に参与しながら行う」(144) さまざまな協働として第二バチカン公会議が示した、協力の形であるならば、いかなる困難を示すものでもありません。

57 恵みの伝達における信じる者——とくにマリア——の協力の根本的に準備的な性格は、信じる者の心から流れ出る「生きた水の流れ」（ヨハ7・38参照）に関する伝統的な解釈によって表現されます。これは、信者が成聖の恩恵の完全な伝達の水路であるかのように解釈できる強力なイメージですが、教父は、この霊の流れがどのように注がれるかを明らかにする際に、それを準備的な行為によって説明します。たとえば、説教、教え、他の啓示されたことばのたまものを伝える形式です。

58 オリゲネスはこれを聖書の認識や霊的意味の理解に当てはめます（145）。アレクサンドリアの聖チリロ（370/80-444年）にとって、このあふれ出る水は、信仰の神秘についての教えであり（146）、深い意味での「純粋な秘義教育」です。この秘義教育は、単なる知的教育ではなく、人格全体の心構えと準備に触れるものです（147）。エルサレムの聖チリロ（315頃-86/87年）は、それは光へと導く聖書の教えだと述べます（148）。聖ヨハネ・クリゾストモ（340/50-407年）は、それをステファノの知恵やペトロのことばの権威に関連づけます（149）。聖アンブロジオはいいます。「これは、一人ひとりの心にみことばを注ぎ込むために、神のことばに耳を傾け、語る、水の流れである」（150）。そして聖アンブロジオはこれを次のように解釈します。「天の教えの水が流れ、〔……〕主のことばの砂が」一人ひとりの人の心を（151）「満たすように」（152）。聖ヒエロニモ（347-419/20年）にとっても、水は救い主の教えであり（153）、聖大グレゴリオ（540頃-604年）も、それは「隣人に対する敬虔な意志である」（154）と教えます。信じる者から流れ出る生きた水の流れに関するこれらの解釈は、聖書とその神秘の認識に集中しています。それは一般的に、単なる知的認識というよりも、むしろ、心を照らし、もろもろの神秘へと心を開かせる、知恵の認識を意味します。

59 さらにわたしたちは、さまざまな教父と教会博士のうちに、説教やカテケージス以外に、困窮のうちにある隣人を助けるわざや、愛のあかしを含む、より広範な説明を見いだします。こうして聖ヒラリオ（315頃-67年）は、生きた水の流れを、隣人の利益のために働く徳を通して聖霊が行うわざとして理解します（155）。聖アウグスティヌスはこのイメージを「隣人のために配慮しようとする好意」（156）に当てはめます。中世においてこの視点は聖トマス・アクィナスに至るまで継続します。聖トマスにとって生きた水は、「だれかが急いで隣人に助言し、神から与えられたさまざまな恵みのたまものを他者に分かち合うとき、その人の心から生きた水が流れ出る」（157）ことによって示されます。

60 聖トマスが隣人に奉仕するための「さまざまな恵みのたまもの」というとき、意味しているのは、さまざまなカリスマのたまものです。それは「ある人には種々の異言を語るたまもの、ある人には病気をいやすたまものなどといわれているとおり（一コリ12・

10) (158) だからです。このような側面はエルサレムの聖チリロにも見られます。聖チリロは、信者を通して伝えられる聖霊の水の流れが示されるのは次のときであるといいます。それは「聖霊がある人の舌を知恵のカリスマとして用い、預言のたまもので他の人の思いを照らして、この人に悪霊を追い出す霊を与え、〔……〕ある人においては節制を、ある人においては真のあわれみを強め、またある人には断食と苦行の実践を教えるときにある」(159)。

61 ヨハ 14・12 の解釈についても同様のことを言うことができます。この箇所では、信じる者はキリストが地上で行ったわざよりも「もっと大きなわざ」(meizona) を行うと語られます。信じる者は、彼らもみことばをのべ伝えることによって他者の信仰を促すという意味において、キリストのわざにあずかります。このことはヨハ 17・20b の「彼らのごとばによってわたしを信じる人々」という箇所ではっきりと述べられます。同じことをヨハ 14・6-11 も示唆します。そこでは、キリストのわざは御父を示すわざであるといわれます(8節)。ことばを通して福音を告げ知らせることを中心とした信じる者のわざは、キリストのわざと並行するものとして位置づけられます。イエスは次のように宣言します。「わたしのことばを守ったのであれば、あなたがたのことばをも守るだろう」(ヨハ 15・20c)。そして、キリストのことばを聞く人は永遠のいのちを得ます(ヨハ 5・24 参照)。だからイエスは、他の人々は信じる者のことばを通して信じるようになると告げるのです(ヨハ 17・20 参照)。しかしながら、それはことばだけの問題ではなく、信じる者の雄弁なあかしの問題でもあります。だからイエスは、信じる者たちが一致し、「世が信じるようになる」(ヨハ 17・21) ことを父に願うのです。

世において自らを伝える愛

62 ヨハネによる福音書は、兄弟愛を善の伝達と密接に結びつけます。実際、「あなたがたは、わたしを愛しているならば、わたしのおきてを守る」(ヨハ 14・15) ということばは、「わたしを信じる者は、わたしが行うわざを行う」(ヨハ 14・12) と並行しています。キリストが弟子に期待する実りについて語る時、この実りは最終的に兄弟愛と同じです(ヨハ 15・16-17 参照)。聖パウロも、信じる者が実現しうるさまざまな特別なわざについて語った後(一コリ 12 章参照)、次のように述べて最高の道を示します。「もっと大きなたまもの(ta meizona) を受けるよう熱心に努めなさい」(一コリ 12・31)。それゆえ、日々の労働やこの世界を変えるための努力を含めた、隣人に対する愛のわざは、キリストの救いのわざと協力するための水路となります。

63 最近の諸教皇もこのような意味で意見を表明しています。教皇聖ヨハネ二十三世はこう教えます。「たとえ世俗の活動であろうとも、救い主イエスと一致して活動するとき、あらゆる事業は、キリストの事業の継続として救霊の力で浸透され〔……〕救世の果実を他

人に及ぼす」(160)。教皇聖ヨハネ・パウロ二世は、この協力を、罪のために世において損なわれた善をキリストとともに再び築くことだと理解しました。なぜなら、「キリストのみ心は善と美を再び築いていくためにわたしたちの協力を願われた」からです。これこそが「救い主のみ心が求めている真の償い」(161)です。教皇ベネディクト十六世は次のように述べました。「神の愛の対象として、人は愛の主体となり、自らを恵みの道具にし、神の愛を他者に注ぎ、愛の連携を築いていくよう呼ばれているのです。与えられ、そして与える愛の力学は〔……〕教会の社会教説を生むものです」(162)。そして教皇フランシスコは次のように教えました。幼いイエスの聖テレジア(1873-97年)にとって「重要なのは、キリストのみ心がもつ愛の美しさを自分の心に広げていただくよう〔……〕全幅の信頼をもって願っていたということだけではありません。それだけにとどまらず、自分の人生を通して、他の人々にもその愛が及び、世界が変えられていくよう願っていたということも大切な点なのです。〔……〕これは兄弟姉妹への愛のわざとして現れ、それによってわたしたちは、教会と世界の傷をいやすことができるのです。このようにして、キリストのみ心がもつ回復の力が新たなかたちで表されるよう貢献していくのです」(163)。

64 この協力は、キリストによって可能となり、聖霊の働きによって引き起こされます。それはマリアの場合、キリストご自身が十字架上でマリアに与えた母としての性格によって、他のいかなる人間の協力からも区別されます。

いくつかの基準

65 恵みの秩序におけるこのマリアの協力を理解する他のすべてのしかたは——とくにマリアに何らかのかたちの介入、完成の手段、ないし成聖の恩恵の伝達における第二原因を帰することを意図する場合に(164)——、すでに『教会憲章』(*Lumen gentium*)の中で指摘された、以下のいくつかの基準に特別な配慮を払う必要があります。

a) わたしたちは、マリアがどのようにわたしたちとキリストとの「直接の一致」(165)を促すかについて考察すべきです。主がこの「直接の一致」を恵みを与えることにより実現するのであり、わたしたちは神からのみそれを受け取ることができます(166)。しかしその場合、マリアとの一致をキリストとの一致よりも直接のものとして理解してはなりません。このような危険は、とくに、キリストがわたしたちにマリアをご自身の恵みの伝達における手段ないし完全な第二原因として与えるという考え方のうちに見られます。

b) 第二バチカン公会議は次のことを強調しました。「聖なる処女(おとめ)が人々の救いに対して及ぼす影響はすべて、客観的な必要性からではなく、神の好意から生じるものである」(167)。この影響は神の自由な決定から出発して初めて考えることができるものです。神は、ご自身の働きがあふれるほど豊かであるにもかかわらず、マリアをご自身のわ

ざと自由に無償で結びつけることを望まれます。そのため、マリアの働きを、神が救いのわざを行うためにマリアを必要としたかのように示すことは許されません。

c) わたしたちはマリアの仲介を、神がより大きな豊かさと美をもって完全に働くことができるための補足として理解してはなりません。むしろ、「唯一の仲介者であるキリストの尊厳と効力を何ら損なわず、何ものをも付加しないという意味において」(168) それを理解しなければなりません。マリアの仲介を説明する際に強調しなければならないのは次のことです。すなわち、神は唯一の救い主であり、神のみが、わたしたちの義化のために唯一必要であり、完全に十分であるイエス・キリストの功績を適用するということです。マリアは、主がなさっていないいかなることにしても主にとって代わることはありませんし（何ら損なわない）、主を補うこともありません（何ものも付加しない）。マリアは恵みの伝達においてキリストの救いの仲介に何ものも付け加えません。そうであれば、マリアをこのような恵みの贈与の一時的な道具と考えてはなりません(169)。マリアはキリストご自身のわざによって、キリストの働きに同伴します。そうであれば、いかなるしかたにおいてもマリアの仲介をキリストの仲介と並行するものとして理解してはなりません。むしろ、マリアはキリストに結びつけられることにより、自らを超えたところに置かれるというたまものを御子から与えられます。なぜなら、マリアは母としての性格によって主のわざに同伴することができるからです。それゆえ、わたしたちはもっとも確実な点に戻らなければなりません。すなわち、マリアの〈準備的な〉貢献です。このことによってわたしたちは、マリアが他者を「何らかのしかたで準備させうる」(170) かぎりにおいて何らかの貢献を行う働きを考えることができます。なぜなら、「究極目的にまで導くことは最高の能力に属するが、こうした究極目的の獲得を、その用意の整備によって助けるのが下位の諸能力である」(171) からです。

66 以上で述べたことは、マリアを傷つけるものでも、おとしめるものでもありません。なぜなら、マリアの存在のすべては主へと方向づけられているからです。「わたしの魂は主をあがめます」(ルカ1・46)。マリアにとって、神の栄光以外の他の栄光はありません。マリアは母として、キリストが子らの心をいやし、造り変え、満たすことによってご自身の栄光の尽きることのない豊かな美しさを示すのを見るとき、その喜びがいや増します。〈マリアはこの子らが主への道を歩む旅路に同伴する〉からです。それゆえ、マリアへのまなざしがわたしたちをキリストからそらしたり、マリアを神の子と同じレベルに置くなれば、それは真の意味でのマリア的な信仰に固有のダイナミズムとは似て非なるものとなります。

もろもろの恵み

67 いくつかの称号、たとえば〈すべての恵みの仲介者〉といった称号は、マリアの独自

の役割に関する正しい理解の妨げとなる限界をもっています。実際、最初にあがなわれた者であるマリアが、自らが受けた恵みの仲介者となることは不可能です。これは些細なことではありません。なぜなら、それは次の中心的なことを示しているからです。すなわち、マリアにおいても、恵みのたまものはマリアに先行しており、キリストの功績を予見しつつ、三位一体の神の絶対的な意味での無償の働きかけからもたらされたということですから。マリアはわたしたちと同じように、何らかの先行する働きによって義とされる功德をもっていたわけでもなければ (172)、その後の働きによって義とされる功德をもったのでもありません (173)。マリアにとっても、恵みによる神との友愛はつねに無償で与えられるものです。マリアの貴い姿は、優れたしかたで、他のだれよりも、キリストのわざに従順と完全な信頼をもって心を開く信じる者の受動性の最高のあかしであると同時に、この恵みがもつ人を造り変える力のもっとも偉大なしるしでもあります。

68 別の意味において、先に述べた称号は、マリアが、わたしたちのイエス・キリストとの個人的な関係とのつながりなしに、霊的な善ないし力の分配者になるかのように、神の恵みを示すおそれがあります。とはいえ、人生のさまざまな瞬間におけるマリアの母としての支えを表す「恵み」という表現が、受容しうる意味をもつことは可能です。複数形の (もろもろの) 恵みは、主がマリアの執り成しを聞くことによってわたしたちに与えることができる、物質的なものも含めたすべての助けを表します。これらの恵みは、わたしたちの心が神の愛へと開く準備を整えるための助けともなります。このようにしてマリアは、母として、他のいかなる聖人が示すことができるものにもまさる近さをもって信者の日々の生活のうちに存在します。

69 マリアは、その執り成しを通して、「助力の恩恵」(gratia actualis) と呼ばれる聖霊の内的な促しをわたしたちのために願うことができます。これは、罪人のうちにおいてさえも彼らを義化するために準備するために働き (174)、さらに、すでに成聖の恩恵によって義とされた者において彼らの成長を促すために働く、聖霊の助けです。「恵みの母」という称号は、このような厳密な意味で解釈されなければなりません。マリアは、わたしたちが主に心を開くことができるために、謙遜に協力します。主は、成聖の恩恵の働きによってわたしたちを義とすることができる唯一のかたです。つまり、主は、わたしたちのうちにご自身の三位一体のいのちを注ぎ込むとき、わたしたちのうちに友として住み、わたしたちをご自身の神的ないのちにあずかせます。これは主のみが行うわざですが、次のことを排除するものではありません。すなわち、マリアの母としての働きを通して、信者が、人生の中で前に進み、主が注いでくださる恵みに対して心を整え、無償で与えられた恵みのいのちのうちで成長するための助けとなる、ことばやイメージやさまざまな促しを得ることができるということです。

70 主からわたしたちに与えられるこれらの助けは、イエスがわたしたちに分かち与えようと望んだ（ヨハ 19・25-28 参照）、聖母の優しさと近さに満ちた母としての側面によってわたしたちに示されます。このようにしてマリアは、キリストと、わたしたちを高め、いやすキリストの成聖の恩恵へとわたしたちの心を開く助けとなる、独自のわざを行います。マリアがさまざまな「動き」を引き起こし始めるとき、それはつねに、わたしたちの存在の内奥で働く唯一のかたへとわたしたちの人生を開かせるための促しとして理解されなければなりません。

わたしたちのマリアとの結びつき

71 第二バチカン公会議はマリアを「恵みの秩序において、われわれにとって母となった」（175）かたと呼ぶことを選びました。この表現は、マリアの母としての協力の普遍性をより適切に表し、正確な意味で否定しがたいものです。マリアは、優れた意味で恵みそのものであり、すべての恵みの造り主であるキリストの母です。

72 さらに、この〈恵み——それはキリストの過越の神秘から流れ出ます——の秩序における〉マリアの母性は、すべての弟子がマリアと「唯一無二の関係」を築くことを意味します。教皇聖ヨハネ・パウロ二世は「キリストの弟子の生活のマリア的な側面」について述べました。それは「一人の人の愛、とくに母の愛に対する応答」（176）として示されます。恵みの生活は、わたしたちの聖母との関係を含みます。恵みによるキリストとの結びつきは、同時に、信頼と優しさと無条件の愛情に基づく関係をもって、わたしたちをマリアとも結びつけるのです。

最初の弟子

73 マリアは「最初の弟子として、イエスのことをもっともよく知っておられるかた」（177）です。マリアは「神のことばを聞き、それを守る」（ルカ 11・28）かたです。マリアは、神のみから来る救いを信頼をもって希望し、受け入れることをわたしたちに教えるために、主のへりくだる者、貧しい者の中に最初に位置づけられたかたです。マリアは、「ある意味でわが子の最初の『弟子』となりました。マリアこそ、使徒たちをはじめすべての人がキリストから『わたしに従いなさい』（ヨハ 1・43 参照）といわれる前に、まずそれをいわれたように思われるからです」（178）。マリアは、御父のみ心への従順と、御子のあがないのわざへの協力と、聖霊のわざへの開きによって、教会にとっての信仰と愛の模範です（179）。そのため聖アウグスティヌスは、こう述べました。「マリアにとっては、キリストの母であることよりも、キリストの弟子であることのほうが価値がある」（180）。教皇フランシスコは、マリアが「母というよりも弟子といえるほどです」（181）と述べました。究極的に、マリアは「キリストに従う弟子たちの中で第一の、しかももっとも完全なかた」（182）です。

74 すべてのキリスト信者にとって、マリアは『信じた』最初の人です。そして、まさに、このいいなずけであり母である者の信仰をもって、子として自分にゆだねられたすべての人々にふるまおうとするのです」(183)。そしてマリアは、近さのしるしに満ちた愛情をもってそうなさいます。この近さは、キリストの恵みにますます働いていただくことを教えながら、キリスト信者の霊的生活の成長を助けます。「恵みに満ちた方」であるマリアは、この信頼と愛情の関係によって、すべてのキリスト信者に、恵みを受け取り、それを守り、自らの人生の中で神が行うわざを思い巡らすことを教えます(ルカ2・19参照)。

75 教会からすでに肯定的な判断を与えられている超自然現象とされるものにおいて上述したようないくつかの表現や称号が用いられている場合、「〈支障がない〉(Nihil obstat) [……] が教理省から与えられた場合、その現象は信仰の対象とならない——すなわち、信者が同意を与えることは義務づけられない——」(184) ことを考慮しなければなりません。

信じる民の母

76 「マリアは最初の弟子であり母なるかた」(185) です。キリストは十字架上でわたしたちをマリアに与えます。こうして「キリストはわたしたちをマリアへと導かれます。キリストは、わたしたちが母なしに歩むのを望んでおられません」(186)。信じる母であるマリアは、「すべての信じる者の母」(187) となると同時に、「福音をのべ伝える教会の母」(188) です。このかたは、神がわたしたちを個々としてではなく、旅する民として呼び集めることを望まれたのと同じように、わたしたちを迎え入れます(189)。「聖母マリアはつねにわたしたちとともに歩み、わたしたちに寄り添い、その執り成しと愛をもってわたしたちを助けようと望まれます」(190)。マリアは、「人々の間を歩んでおられ、愛に満ちた優しさから心動かされ、苦悩や人生の浮き沈みをその身に引き受ける」(191)、信じる民の母です。

愛は立ち止まり、神秘を観想し、それを沈黙のうちに味わう

77 信じる民は、マリアに近づくとき、キリストからも福音からも離れることがありません。むしろ、「この母のイメージに、福音のすべての神秘を読み取ります」(192)。なぜなら、信じる民は、この母のみ顔のうちに、わたしたちを捜し求め(ルカ15・4-8参照)、両手を広げてわたしたちを迎えに来られ(ルカ15・20参照)、わたしたちの前で立ち止まり(ルカ18・40参照)、わたしたちに身をかがめて頬に抱き寄せ(ホセ11・4参照)、わたしたちをいつくしんで見つめ(マコ10・21参照)、わたしたちを罪に定めない(ヨハ

8・11、ホセ 11・9 参照)、主の映しを見いだすからです。多くの貧しい人は、母のみ顔のうちに、「権力ある者をその座から引き降ろし、身分の低い者を高く上げ」(ルカ 1・52)る主を認めます。この女性のみ顔は、受肉の神秘を賛美します。神の民は、剣で刺し貫かれた(ルカ 2・35 参照)聖母のみ顔のうちに、十字架の神秘を見だし、復活の光に照らされたこのみ顔のうちに、キリストが生きていることを感じ取ります。聖霊を豊かに与えられたこのかたは、上の部屋に祈るために集まった使徒たちを支えます(使 1・14 参照)。そのためわたしたちはこういうことができます。「教会の使徒的証言によれば、マリアの信仰は、何らかの意味で旅する神の民の信仰として続いています」(193)。

78 ラテンアメリカの司教たちが述べたとおり、貧しい人々は「マリアのみ顔において神の優しさと愛と出会う。彼らはマリアのうちに福音の本質的なメッセージが反映されているのを見いだす」(194)のです。素朴で貧しい民は、栄光の聖母を、わたしたちが福音書の中で出会うナザレのマリアから切り離すことはありません。むしろ反対に、彼らは栄光の背後に単純さを見だし、マリアが彼らの一人であり続けることを知っています。マリアは、すべての母と同じように、御子を胎内に宿し、乳を与え、聖ヨセフの助けの下に愛情をもって育て、母としての心労と不安を味わいました(ルカ 2・48-50 参照)。マリアは、「飢えた人をよい物で満たし、富める者を空腹のまま追い返され」(ルカ 1・53)る神を賛美し、婚礼のためのぶどう酒が足りなくなった花嫁と花婿とともに苦しみ(ヨハ 2・3 参照)、困っている親類に手を差し伸べるために急ぐことができ(ルカ 1・39-40 参照)、御子が「反対を受けるしるし」(ルカ 2・34)となるという、自らの民の歴史のゆえに剣で刺し貫かれて傷つきます。マリアは、移住者や避難民であることの意味を知っており(マタ 2・13-15 参照)、貧しさのうちに山鳩一つがいしかいけにえとしてささげられず(ルカ 2・24 参照)、貧しい大工の家庭の一員であるためにさげすまれることの意味を知っています(マコ 6・3-4 参照)。苦しむ民は、マリアが自分たちのそばを歩んでいるのを見だし、そのために、助けを願うために聖母を探し求めます(195)。

79 聖母の近さは、「民衆的」なマリア信心を生み出します。この信心はさまざまな民族の中で多様な表現をとります。マリアの多様なみ顔——韓国人、メキシコ人、イタリア人、その他多くの民族の顔——は、福音のインカルチュレーションの形態です。それは地上のあらゆるところで、わたしたちの民の奥底に届く「神の父としての優しさ」(196)を反映します。

80 神の民の信仰を仰ぎ見たいと思います。そこでは、キリストご自身が十字架からわたしたちに示してくださったとおりに、多くの信じる兄弟姉妹が進んでマリアを母として認めます。神の民はさまざまなマリア巡礼所に向けてしばしば巡礼を行います。彼らはそれらの巡礼所に、労苦と苦しみのただ中で聖母の保護を与えられる者として、前に進むため

の慰めと力を見いだします。ラテンアメリカ・カリブ司教会議アパレシーダ総会は、このような体験の深い神学的価値を、明快かつ輝かしいしかたで表明することができました。この『覚書』の締めくくりとして、このことば以上に適切なものはありません。

「われわれは巡礼を強調する。そこには旅する神の民が見いだされるからである。信者は、自分たちを待っている神へとともに歩みながら、多くの兄弟に溶け込むことを感じる喜びを祝う。キリストご自身も巡礼者となり、復活したかたとして、貧しい人々とともに歩む。巡礼所に向かうという決断は、すでに信仰告白である。旅は真の意味で希望の賛歌である。到着は愛の出会いである。巡礼者のまなざしは、神の優しさと近さを象徴する像に向けられる。愛は立ち止まり、神秘を観想し、それを沈黙のうちに味わう。愛も心を動かされ、自らの苦しみと夢の重荷のすべてを現す。信頼から流れ出る心からの祈願は、一人では何も実現できないことを認めることによって自己満足を捨てた心の最高の表現である。短い一瞬が生き生きとした霊的経験を凝縮する」(197)。

信じる民の母よ、わたしたちのためにお祈りください。

教皇レオ十四世は2025年10月7日のロザリオの聖母マリアの記念日に、2025年3月26日の教理省通常総会で検討された本『覚書』を認可し、その公布を命じました。

ローマ、教理省事務局にて、2025年11月4日、聖カロロ・ボロメオの記念日、

教皇庁教理省長官
ビクトル・マヌエル・フェルナンデス枢機卿
同教理部門局長
アルマンド・マッテオ神父

教皇レオ十四世
2025年10月7日

注

- (1) ラテンアメリカ・カリブ司教会議第5回総会(2007年5月13日-31日、アパレシーダ)『アパレシーダ文書(2007年6月29日)』265。本『覚書』78で引用。
- (2) ヒッポの聖アウグスティヌス『聖なる処女性について』(*De sancta virginitate*, 6: *PL* 40, 399) 参照。
- (3) 教皇庁教理省『超自然現象とされるものの識別手続きのための規則(2024年5月17日)』(*Norme per procedere nel discernimento di presunti fenomeni soprannaturali*: AAS116 [2024], 771-794)。
- (4) これらの現象ないし出現のいくつかのものにおいて、おとめマリアは、共同のあがない主、あがない主、祭司、仲介者、すべての恵みの仲介者、恵みの母、霊的な母などと呼ばれる。
- (5) 教皇聖パウロ六世使徒的勧告『マリアーリス・クルトゥス——聖母マリアへの信心(1974年2月2日)』26 (*Marialis cultus*: AAS66 [1974], 136-139) 参照。
- (6) 同28 (AAS66 [1974], 139-141) 参照。
- (7) 同37 (AAS66 [1974], 148-149) 参照。
- (8) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世「一般謁見——あがないの独自の協力者であるマリア(1997年4月9日)」3 (*L'Osservatore Romano*, 10 aprile 1997, 4)。
- (9) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母(1987年3月25日)』26 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 396) 参照。
- (10) 教皇フランシスコ「いつくしみの特別聖年開年ミサ説教(2015年12月8日)」(AAS108 [2016], 8)。
- (11) 聖パウロのテキストに現れるアダムとキリストの間の関係は(ロマ5・18-19、一コリ15・22)、教父にとってエバーマリアの並行関係を確立するのに役立った。たとえば、聖ユスティノ『ユダヤ人トリュフォンとの対話』(*Dialogus cum Tryphone*, 100, 5-6: *PG* 6, 710CD-711A)、リヨンの聖イレネオ『異端反駁』(*Adversus haereses*, III, 22, 4: *PG* 7/1, 959C-960A)、テルトゥリアヌス『キリストの肉について』(*De carne Christi*, 17, 5: *PL* 1, 782B)。このエバーマリアの対照的並行関係は、おとめマリアのキリストのあがないのわざへの協力というテーマへの教父の最初のアプローチである。すなわち、エバが減びをもたらしたのなら、マリアの信仰はわたしたちに救いをもたらしたことになる。新しいエバとしてのおとめマリアに関する教父における豊富な証言は、神学的観点から興味深い要素をわれわれに示す。a) 〈マリアと女性〉。なぜなら、マリアにおいて女性は原初の輝きを回復し、決定的な実現を見いだすからである。b) 花嫁—花婿としての〈マリアとキリスト〉。マリアは御子とともに再統合またはメシア的な回復の典型的なまた救済的な一対をなす。c) 〈マリアと教会〉。マリアにおいて、原型としての典型的な関係と、教会の母としての関係という、教会との二重の関係が成立する。

- (12) ヒッポの聖アウグスティヌス『聖なる処女性について』(*De sancta virginitate*, 6: PL 40, 399)。
- (13) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』31 (*Redemptoris Mater: AAS79 [1987], 402-403*) 参照。
- (14) たとえば、聖エフラエム『降誕祭の賛歌』(*Hymni de Nativitate: SC 459*)、ダマスコの聖ヨハネ『神の母の就眠について』(*In dormitione Deiparae*, I, 8: SC 80, 100-104) 参照。
- (15) たとえば、『オクトエコス・マグノス』(*Octoëchus magnus*, Roma 1885, 152) 「永遠のおとめである神の母 (Theotokos) よ、わたしたちはあなたによって神の本性にあずかる者となります。あなたはわたしたちのために受肉した神を生んでくださったからです。ですからわたしたちが皆、敬虔にあなたをたたえるのはふさわしいことです」(第一スタシスの後の詩的カティスマのテオトキコンのギリシア語からのイタリア語訳)参照。マリア信心の別の重要な例として、24節から成る有名な『アカティストスの賛歌』(5世紀)がある。この標題は、おとめである聖母マリアに対する特別な崇敬のしるしとして福音に耳を傾けるのと同じように、座ってではなく立って聞かれることを意味するにすぎない。詩人はきわめて美しい形容詞と象徴に満ちたメタファーによってマリアに語りかける。そして、自分の詩のささげものを受け入れ、人類を罪から救うために執り成してくださるようにと願う (E. M. Toniolo, O.S.M., *Akathistos. Inno alla Madre di Dio*, edizione metrica, mistagogia e commento al testo, *Centro di Cultura Mariana*, Roma 2017 参照)。
- (16) この称号の最古の証言は3世紀のエジプトに遡る。多くのこうしたマリアへの祈りのギリシア語テキストを含む、ジョン・ライランズ図書館(イギリス・マンチェスター)のパピルス470参照。このような祈りのラテン語版は次のとおり。「天主の聖母のご保護によりすがり奉る。いと尊く祝せられ給う童貞、必要なる時に呼ばわるを軽んじ給わず、かえってすべての危うきより、常にわれらを救い給え」(*Sub tuum praesidium confugimus, Sancta Dei Genetrix. Nostras deprecationes ne despicias in necessitatibus, sed a periculis cunctis libera nos semper, Virgo gloriosa et benedicta*)。
- (17) 聖なるおとめの図像表現は一連の定型的なモデルに従っている。とくにまだ胎内にいる御子イエス・キリストへの「道」を手で指し示す〈オディギトリア(導く者)〉(*Odēghētria*)型、御子の顔が聖母の顔にもたれかかり、聖母と御子の親密なきずなを表す〈エレウーサ(優しい者)〉(*Eleousa*)型、そして、〈プラティテラ(天よりも広い者)〉(*Platytera*)型——胸に抱かれた幼子イエスによって表されたキリストを自らのうちに抱くため——である。他の表現の大部分はこの3つのモデルに由来する。たとえば、幼子に乳を与える〈ガラクトトロフサ〉(*Galaktotrophousa*)型、玉座のように膝の上に幼子を抱く〈キュリオティッサ(元后)〉(*Kyriōtissa*)型、完全な聖性を表現する赤いマントをまとった〈パナギア(全き聖性)〉(*Panagia*)型、〈デイシス〉(*Deēsis*)型——聖なるおとめは全能者(*Pantokratōr*)である御子の右に座し、左側に座る洗礼者ヨハネとともにわれわれ

のために執り成しを行う——である。他のイコンでは、マリアは他の聖人たち——多くの場合、洗礼者ヨハネ——とともに執り成しを行っている。洗礼者ヨハネは旧約とともに新しい民の最初の成員を代表する。

- (18) 教皇ベネディクト十六世「一般謁見——ストゥディオスの聖テオドロス (2009年5月28日)」(*L'Osservatore Romano*, 28 maggio 2009, 1)、ナレクの聖グレゴリオ『祈り——神の母へ』(*Prax* 26; 80: *Ad Deiparam: SC* 78, 160-164; 428-432) 参照。
- (19) サルグのヤコボス (521年没)、聖ロマノス・メロドス (555/562年没)、ダマスコの聖ヨハネ (749年没)、聖ヨアンネス・ゲオメトレス (1000年没) などの東方の作家は、十字架のキリストのあがないのいけにえへのマリアの協力というテーマをすでに取り上げている。
- (20) クレルヴォーの聖ベルナルド『神の母の清めについて』(*In Purificationem Deiparae*, III, 2: *PL* 183, 370C) 参照。
- (21) ボヌヴァルのアルナルドゥス『処女 (おとめ) なる母をたたえる』(*De laudibus B. M. Virginis*, I, 3c. 12, 4: *PL* 189, 1727A) 参照。
- (22) 第二バチカン公会議以前の教導職では次のものが際立っている。教皇ピオ九世使徒憲章『インエファビリス・デウス (1854年12月8日)』(*Ineffabilis Deus: Pontificis Maximi Acta. Pars prima*, Romae 1854, 597-619)、教皇レオ十三世回勅『インクンダ・センペル・エクスpectaティエネ (1894年9月8日)』(*Lucunda semper expectatione: ASS* 27 [1894-1851], 177-184)、同回勅『アディウトリチェム・ポプリ (1895年9月5日)』(*Adiutricem populi: ASS* 28 [1895-1896], 129-136)、教皇聖ピオ十世回勅『アド・ディエム・イルム・レティッシムム (1904年2月2日)』(*Ad diem illum laetissimum: ASS* 36 [1903-1904], 453)、教皇ベネディクト十五世使徒的書簡『インテル・ソダリチア——よき終わりの聖母の信心について (1918年3月22日)』(*Inter sodalicia: AAS* 10 [1918], 182)、教皇ピオ十一世回勅『ミゼレンティッシムス・レデンプトール (1928年5月8日)』(*Miserentissimus Redemptor: AAS* 20 [1928], 165-178)、教皇ピオ十二世回勅『ミスティチ・コルポリス——キリストの神秘体 (1943年6月29日)』(*Mystici corporis Christi: AAS* 35 [1943], 193-248)、同回勅『アド・チェリ・レジナム (1954年10月11日)』(*Ad caeli Reginam: AAS* 46 [1954], 634-635)。
- (23) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』56 (*Lumen gentium: AAS* 57 [1965], 60)。
- (24) 教皇ピオ九世使徒憲章『インエファビリス・デウス (1854年12月8日)』(*Ineffabilis Deus: Pontificis Maximi Acta. Pars prima*, Romae 1854, 616)「人類の救い主イエス・キリストの功績を考慮して、聖なるおとめマリアは、全能の神の特別な恩恵と特典によって、その懐胎の最初の瞬間から、原罪のすべての汚れから前もって保護されていた」(DH 2803)、第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』53 (*Lumen gentium: AAS* 57 [1965], 58)「自分の子の功德によって崇高なしかたであがなわれ」参照。

- (25) 聖アンブロジオ『ルカ福音書注解』(*Expositio Evangelii secundum Lucam*, II, 7: PL15, 1555) 参照。
- (26) 教皇フランシスコ「聖母マリアの被昇天の祭日のお告げの祈り (2013年8月15日)」(*L'Osservatore Romano*, 17-18 agosto 2013, 8) 参照。
- (27) 教皇聖パウロ六世使徒的勧告『マリアーリス・クルトゥス——聖母マリアへの信心 (1974年2月2日)』25 (*Marialis cultus*: AAS66 [1974], 135)。
- (28) マリアは単なる「乳を与えた母」ではない。教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』20 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 384-387) 参照。
- (29) 教皇ベネディクト十六世「新たに叙任され、枢機卿の指輪を与えられた枢機卿とのミサ説教 (2006年3月25日)」(AAS98 [2006], 330)。教皇聖パウロ六世使徒的書簡『シグナム・マグナム (1967年5月13日)』5 (*Signum magnum*: AAS59 [1967], 469「マリアは、神が自分を独り子の汚れのない母として選んだことを天使ガブリエルのことばによって確認するやいなや、ためらうことなく自分の脆弱な本性の力のすべてを用いることになるわざに同意して、こう宣言した。『わたしは主のはしためです。おことばどおり、この身に成りますように』(ルカ1・38)」参照。
- (30) H. U. von Balthasar, *Theodramatik*. Bd. 2 *Die Personen des Spiels*. Teil 2 *Die Personen in Christus*, Einsiedeln²1998, 272.アレクサンドリアの聖チリロ『ネストリオスへの第二の手紙』(*Epistula II ad Nestorium*: DH 251)「こうして彼ら(聖なる教父たち)は聖なるおとめを神の母と呼ぶことができる」、エフェソ公会議第1条(DH 252)参照。
- (31) 今日知られているかぎりでは、この称号は15世紀のあるベネディクト会の賛歌作者によって用いられた。この賛歌作者はザルツブルクの聖ペトロ修道院に保存される次の祈りを残している。「敬虔で、甘美にして慈悲深く／いかなる悲しみもふさわしくないかた／あなたが罪深い捕らわれ人のために／あがない主の受難にあずかることにより／悲しむことを選ぶなら／あなたは共同のあがない主となります」(*Pia dulcis et benigna / nullo prorsus luctu digna / si fletum hinc eligeres / ut compassa Redemptori / captivato transgressori / tu corredemptrix fieres: De compassione BMV*, 20: G. M. Dreves [ed.], *Analecta Hymnica Medii Aevi*, XLVI, Leipzig 1905, n. 79, 127)。
- (32) 神学者たちは共同のあがない主という称号をさまざまなしかたで理解した。a)〈直接的、キリスト的な(cristotipica)、最大の協力〉。マリアの協力を同じあがない(客観的なあがない)と近似的・直接的・無媒介的なものとして位置づける。この意味で、マリアの功績は、キリストの功績に適切なしかたで従属するならば、救いのためにあがないの価値をもつ。b) お告げの「然り」に限定された、〈媒介のないし最小の協力〉。これはあがないの予備段階として受肉を可能にする、媒介的な協力である。c)〈直接的だが受容のないし教会的な(ecclesiotipica)協力〉。教会を代表して救い主のあがないのいけにえの実りを受け入れるという意味で客観的なあがないに協力する。実際、マリアは「最初の教会」となることによりキリストのあがないを単純に受け入れたので、直接的だが受容

的な協力をしたことになる。

- (33) 教皇聖ピオ十世の在位中、共同のあがない主という称号が礼部聖省の 1 文書および聖務聖省の 2 文書に見いだされる。礼部聖省『ドロレス・ヴィルジニス・デイパラエ (1908 年 5 月 13 日)』 (*Dolores Virginis Deiparae: ASS41 [1908], 409*)、聖務聖省教令『セント・クオス・アモール (1913 年 6 月 26 日)』 (*Sunt Quos Amor: AAS5 [1913], 364*) — イエスの名に「その母、われらの共同のあがない主である聖なるおとめマリア」の名を付け加える慣習を称賛する —、同『聖なるおとめマリアへの償いの祈り (1914 年 1 月 22 日)』 (*AAS6 [1914], 108*) — この文書の中でマリアは「人類の共同のあがない主」と呼ばれる — 参照。共同のあがない主という用語を最初に用いた教皇はピオ十一世である。ピオ十一世は 1925 年 7 月 20 日の書簡でポンペイのロザリオの聖母について次のように述べる。「しかし、あなたがカルワリオ (ゴルゴタ) で、十字架に付けられた御子とともに世の救いのための心の十字架により協力することを通じて、共同のあがない主となられたことも忘れてはならない」 (*Ad B.V.M. a sacratissimo Rosario in Valle Pompeiana, in Sacra Penitenteria Apostolica, Enchiridion Indulgentiarum, Typis Polyglottis Vaticanis, Romae 1952², n. 628*)。同演説「『エッコ・ディ・ヌオヴォ』 — ヴィチェンツァの巡礼者の団体へ (1933 年 11 月 30 日)」 (*L'Osservatore Romano, 1^o dicembre 1933, 1*)。
- (34) 教皇ピオ十一世「ルルドにおけるあがないの聖年閉幕にあたってのラジオメッセージ (1935 年 4 月 28 日)」 (*L'Osservatore Romano, 20-30 aprile 1935, 1*) 参照。
- (35) 同『ポンペイのロザリオの聖母について』 (*Ad B.V.M. a sacratissimo Rosario in Valle Pompeiana, in Sacra Penitenteria Apostolica, Enchiridion Indulgentiarum, Romae 1952, n. 628*) 参照。
- (36) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世「一般謁見 (1980 年 12 月 10 日)」 (*Insegnamenti III/2 [1980], 1646*)、同「一般謁見 (1982 年 9 月 8 日)」 (*Insegnamenti V/3 [1982], 404*)、同「お告げの祈り (1984 年 11 月 4 日)」 (*Insegnamenti VII/2 [1984], 1151*)、同「アルボラーダ・イ・グアヤキルの聖母巡礼所 (エクアドル) での説教 (1985 年 1 月 31 日)」 (*Insegnamenti VIII/1 [1985], 319*)、同「受難の主日のお告げの祈り (1985 年 3 月 31 日)」 (*Insegnamenti VIII/1 [1985], 890*)、同「ルルド病者移動事業 (OFTAL) 巡礼者へのあいさつ (1990 年 3 月 24 日)」 (*Insegnamenti XIII/1 [1990], 743*)、同「お告げの祈り (1991 年 10 月 6 日)」 (*Insegnamenti XIV/2 [1991], 756*) 参照。1996 年 2 月 21 日に開催された当時の教理省定例会議以降、教皇聖ヨハネ・パウロ二世は共同のあがない主という称号を用いなくなった。しかし、この称号が回勅『救い主の母 (1987 年 3 月 25 日)』 (*Redemptoris Mater*) で使われていないことは重要である。これは、教皇聖ヨハネ・パウロ二世が優れた意味であがないのわざにおけるマリアの役割を説明する文書だからである。
- (37) J・ラッツィンガー「1996 年 2 月 21 日の教理省定例総会での発言」 (in *Archivo del*

Dicastero per la Dottrina della Fede)。

- (38) J. Ratzinger – P. Seewald, *Gott und die Welt. Glauben und Leben in unserer Zeit. Ein Gespräch mit Peter Seewald*, München³2001, 263-264.
- (39) 教皇フランシスコ「グアダルペの聖母マリアの記念日の説教 (2019年12月12日)」
(AAS112 [2020], 9)。
- (40) 同「日々の黙想——悲しみの聖母、弟子、母 (2020年4月3日)」(*L'Osservatore Romano*, 4 aprile 2020, 8)。
- (41) 同「一般謁見 (2021年3月24日)」(*L'Osservatore Romano*, 24 marzo 2021, 8)。
- (42) 教皇ピオ十二世回勅『ハウリエティス・アクアス (1956年5月15日)』10
(*Haurietis Aquas*: AAS48 [1956], 321)。
- (43) クレタの聖アンドレアス『マリアの降誕について』(*In Nativitatem Mariae*, IV: PG97, 865A) 参照。
- (44) コンスタンチノーブルの聖ゲルマノス『神の母のお告げについて』(*In Annuntiationem s. Deiparae*: PG98, 322BC) 参照。
- (45) ダマスコの聖ヨハネ『神の母の就眠について』(*In dormitionem Deiparae I*: PG96, 712B-713A) 参照。
- (46) 1921年1月12日、教皇ベネディクト十五世は、D-J・メルシエ枢機卿の要請に基づき、ベルギー教会に5月31日から「すべての恵みの仲介者」であるおとめ聖マリアの時課の典礼とミサを行うことを認可した。使徒座はその後、他の多くの教区と修道会にも、要請に基づいて、同じ時課の典礼とミサを認可した (AAS13 [1921], 345 参照)。
- (47) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』62 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 63)、教皇庁立国際マリア・アカデミー『新しいマリア教義?』(*Un nuovo dogma mariano? L'Osservatore Romano*, 4 giugno 1997, 10)「慎重な選択により仲介に関する教義決定を含まない『教会憲章』は、2156人の投票者のうち2151人の賛成をもって承認された。[……]『教会憲章』公布後33年がたとうとしているが、[……]教会・神学・釈義の状況は本質的に変わっていない」参照。この教皇庁立国際マリア・アカデミーの声明は、第12回国際マリア学会(チェストコーファ、1996年8月12日—24日)の枠組みの中で設置された神学委員会の宣言に付加されたものである。同宣言は、「仲介者」、「共同のあがない主」、「弁護者」としてのマリアに関する教義的定義を行うことを不適切とみなした。Commissione Teologica del Congresso di Czestochowa, *Richiesta di definizione del dogma di Maria Mediatrix, Corredentrice e Avvocata. Dichiarazione della Commissione teologica del Congresso di Czestochowa*: *L'Osservatore Romano*, 4 giugno 1997, 10 参照。
- (48) 教皇聖パウロ六世「第二バチカン公会議第三会期閉会の演説 (1964年11月21日)」
(AAS56 [1964], 1014)。
- (49) クレルヴォーの聖ベルナルド『処女(おとめ)なる母をたたえる』(*Homilia in laudibus*

- Virginis Matris*, IV, 8: PL 183, 83CD-84AB) 参照。
- (50) 第二バチカン公会議『教会憲章(1964年11月21日)』55-62 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 59-63) 参照。
- (51) 同 53、56、61、63 (*ibid.*: AAS57 [1965], 59; 60; 63; 64) 参照。
- (52) 同 60、62、63、65 (*ibid.*: AAS57 [1965], 62; 63; 64; 65) 参照。
- (53) 同 62 (*ibid.*: AAS57 [1965], 63)。
- (54) 教皇フランシスコ「一般謁見 (2021年3月24日)」 (*L'Osservatore Romano*, 24 marzo 2021, 8) 参照。
- (55) 教皇庁教理省宣言『主イエス—イエス・キリストと教会の救いの唯一性と普遍性について (2000年8月6日)』13 (*Dominus Iesus*: AAS92 [2000], 754-755)。
- (56) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』62 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 63)。
- (57) 教皇庁教理省宣言『主イエス—イエス・キリストと教会の救いの唯一性と普遍性について (2000年8月6日)』14 (*Dominus Iesus*: AAS92 [2000], 755)。
- (58) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』1 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 5)、教皇フランシスコ使徒的勸告『福音の喜び (2013年11月24日)』112 (*Evangelii gaudium*: AAS105 [2013], 1066) 参照。
- (59) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』65 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 64-65)、教皇フランシスコ使徒的勸告『福音の喜び (2013年11月24日)』288 (*Evangelii gaudium*: AAS105 [2013], 1136) 参照。
- (60) オリゲネス『民数記講話』 (*Homiliae in Numeros*, XII, 1: PG12, 657)。
- (61) 聖アンブロジオ『書簡集』 (*Epistulae* 11, 24: PL 16, 1106 D)。
- (62) 聖トマス・アクィナス『ヨハネ福音書注解』 (*Super Ioannem*, cap. 7, lect. 5)。
- (63) 教皇ピオ九世使徒憲章『インエファベリス・デウス (1854年12月8日)』 (*Ineffabilis Deus: Pontificis Maximi Acta. Pars prima*, Romae 1854, 616) 「人類の救い主イエス・キリストの功績を考慮して、聖なるおとめマリアは、全能の神の特別な恩恵と特典によって」 (DH 2803) 参照。
- (64) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』38 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 411) 参照。
- (65) 同 21 (*ibid.*: AAS79 [1987], 387-389) 参照。
- (66) 同 23 (*ibid.*: AAS79 [1987], 390-391) 参照。
- (67) 教皇フランシスコ「日々の黙想—悲しみの聖母、弟子、母 (2020年4月3日)」 (*L'Osservatore Romano*, 4 aprile 2020, 8)。
- (68) 第二バチカン公会議『教会憲章(1964年11月21日)』55-62 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 59-63) 参照。
- (69) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』44 (*Redemptoris*

- Mater*: AAS79 [1987], 421) 参照。
- (70) 教皇聖パウロ六世「第二バチカン公会議第三会期閉会の演説 (1964年11月21日)」 (AAS56 [1964], 1015) 「マリアは、キリストの母として、信者と牧者たち皆の、すなわち教会の母でもなければならぬのです」、『カトリック教会のカテキズム』963 参照。
- (71) 教皇聖パウロ六世使徒的勧告『マリアーリス・クルトゥス——聖母マリアへの信心 (1974年2月2日)』22 (*Marialis cultus*: AAS66 [1974], 133)。
- (72) H. U. von Balthasar, *Theodramatik*. Bd. 2 *Die Personen des Spiels*. Teil 2 *Die Personen in Christus*, Einsiedeln 1998, 306 参照。
- (73) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』56 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 60) 「主のはしめとして子とその働きに完全に自分をささげ、子とともに、全能の神の恵みによって、あがないの神秘に奉仕したのである」 参照。
- (74) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』23 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 391) 参照。
- (75) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』69 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 66) 「神の母にして人々の母であるかた」 参照。
- (76) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』38 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 411)。第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』61 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 63) 参照。マリアの霊的な母性の内容は教父のもっとも古い文書に見られ、ヨハネによる福音書、とくに十字架の場面のうちに聖書的基盤を有している。
- (77) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』21 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 388) 「霊による新しい母性で、肉による母性ではありません。すなわち、〈人間というものに対してマリアが抱く気遣い〉であり、人間のありとあらゆる困窮や欠乏にいちやく手をうつ母の姿です」 参照。
- (78) 教皇フランシスコ「神の母マリアの祭日 (第53回「世界平和の日」) ミサ説教 (2020年1月1日)」 (AAS112 [2020], 19) 参照。
- (79) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』38 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 411-412)。第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』62 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 63) 参照。
- (80) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世「一般謁見——あがないの独自の協力者であるマリア (1997年4月9日)」2 (*L'Osservatore Romano*, 10 aprile 1997, 4 「マリアの協力は、出来事そのものの間、母として行われました。それゆえ、それはキリストの救いのわざ全体に及びます」 参照。
- (81) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』60 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 62)、『カトリック教会のカテキズム』970。
- (82) 教皇フランシスコ「一般謁見 (2021年3月24日)」 (*L'Osservatore Romano*, 24 marzo

- 2021, 8) 「マリアは、仲介者であるイエスを指し示しています。このかたはホデゲトリアです。キリスト教の図像の至るところにマリアは描かれていて、非常に目立つこともあります。いかなる場合もその姿は、御子とのつながりの中に、御子のゆえにあるのです。マリアの手、まなざし、表情は生きた『カテケーシス』で、つねに中心点を、中核を、イエスを指し示しています。マリアは完全に、イエスを向いておられます」参照。
- (83) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世使徒的書簡『おとめマリアのロザリオ (2002年10月16日)』4 (*Rosarium Virginis Mariae: AAS95* [2003], 8)。第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』66 (*Lumen gentium: AAS57* [1965], 65) を引用している。
- (84) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』62 (*Lumen gentium: AAS57* [1965], 63) 「従属的なマリアの役割」参照。
- (85) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』40 (*Redemptoris Mater: AAS79* [1987], 414-415) 参照。
- (86) 同 43 (*ibid.: AAS79* [1987], 420) 参照。
- (87) 教皇フランシスコ「サンタ・マリア・マッジョーレ大聖堂でのロザリオの集いにおける講話 (2013年5月4日)」(*L'Osservatore Romano*, 6-7 maggio 2013, 7) 参照。
- (88) 教皇レオ十四世「聖座職員の祝祭ミサ説教(2025年6月9日)」(*L'Osservatore Romano*, 10 giugno 2025, 2)。
- (89) 教皇フランシスコ使徒的勸告『福音の喜び (2013年11月24日)』285 (*Evangelii gaudium: AAS105* [2013], 1135) 参照。
- (90) 同回勅『主はわたしたちを愛された——イエスのみ心における人間的な愛と神的な愛について (2024年10月24日)』176 (*Dilexit nos. Sull'amore umano e divino del cuore di Gesù Cristo: AAS116* [2024], 1424)。
- (91) 同「一般謁見 (2020年11月18日)」(*L'Osservatore Romano*, 18 novembre 2020, 11) 参照。
- (92) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』21 (*Redemptoris Mater: AAS79* [1987], 388-389)。
- (93) 教皇フランシスコ「神の母マリアの祭日ミサ説教 (2024年1月1日)」(*AAS116* [2024], 20) 参照。
- (94) J. L. Guerrero Rosado, *Nican Mopohua: Aquí se cuenta... el gran acontecimiento*, Cuautitlan 2003, nn. 23, 119.
- (95) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世「一般謁見 (1997年8月13日)」4 (*L'Osservatore Romano*, 14 agosto 1997, 4)。
- (96) 教皇フランシスコ「グアダルベの聖母の記念日ミサ説教 (2022年12月12日)」(*AAS115* [2023], 53)。同「グアダルベの聖母の記念日ミサ説教 (2023年12月12日)」(*AAS116* [2024], 12) 参照。
- (97) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』8 (*Lumen gentium: AAS57*

- [1965], 11)、教皇フランシスコ回勅『主はわたしたちを愛された——イエスのみ心における人間的な愛と神的な愛について (2024年10月24日)』96 (*Dilexit nos. Sull'amore umano e divino del cuore di Gesù Cristo: AAS 116* [2024], 1398) 参照。
- (98) J・ラッツィンガー「1996年2月21日の教理省定例総会での発言」(in *Archivo del Dicastero per la Dottrina della Fede*) 参照。
- (99) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』21 (*Redemptoris Mater: AAS 79* [1987], 389) 参照。このマリアの母としての仲介の〈執り成しとしての性格〉は、最近の諸教皇に一貫して見られる教えである。教皇ピオ九世使徒憲章『インエファビリス・デウス (1854年12月8日)』(*Ineffabilis Deus: Pontificis Maximi Acta. Pars prima, Romae 1854, 597-619*)、教皇レオ十三世回勅『アディウトリチェム・ポプリ (1895年9月5日)』(*Adiutricem populi: ASS 28* [1895-1896], 129-136)、教皇ピオ十世回勅『アド・ディエム・イルム・レティッシimum (1904年2月2日)』(*Ad diem illum laetissimum: ASS 36* [1903-1904], 455)、教皇ピオ十二世回勅『アド・チェリ・レジナム (1954年10月11日)』(*Ad caeli Reginam: AAS 46* [1954], 636) 参照。
- (100) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』62 (*Lumen gentium: AAS 57* [1965], 63)。
- (101) ヒッポの聖アウグスティヌス『罪の報いとゆるしおよび幼児洗礼について』(*De peccatorum meritis et remissione et de baptismo parvulorum*, I, 11, 13; *CSEL 60, 14* [金子晴勇訳、『アウグスティヌス著作集 29 ペラギウス派駁論集 (3)』教文館、1999年、24頁])。
- (102) 同『説教』(*Sermo 23/A: CCSL 41, 322*)。
- (103) 聖トマス・アクィナス『神学大全』(*Summa Theologiae*, I-II, q. 114, a. 6, co. [稲垣良典訳、『神学大全 14』創文社、1989年、221頁])。
- (104) トリエント公会議第6総会『義化についての教令』7 (*Decretum de iustificatione: DH 1530*)。
- (105) 教皇ピオ九世使徒憲章『インエファビリス・デウス (1854年12月8日)』(*Ineffabilis Deus: Pontificis Maximi Acta. Pars prima, Romae 1854, 616*)。
- (106) 聖トマス・アクィナス『神学大全』(*Summa Theologiae*, I-II, q. 113, a. 9, co. [稲垣良典訳、『神学大全 14』創文社、1989年、196頁])。
- (107) 同 (*ibid.*, q. 114, a. 6, ad 3 [稲垣良典訳、『神学大全 14』創文社、1989年、222頁])。
- (108) 同 (*ibid.*, q. 114, a. 5, co. [稲垣良典訳、『神学大全 14』創文社、1989年、216頁])。
〔原文 *la porporzione* を邦訳 (*propertio*) に従って訂正した。〕
- (109) 同 (*ibid.*, q. 114, a. 1, co. [稲垣良典訳、『神学大全 14』創文社、1989年、204頁]) 参照。
- (110) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』21 (*Redemptoris Mater: AAS 79* [1987], 389) 参照。

- (111) 教皇フランシスコ「一般謁見 (2016年6月8日)」(*L'Osservatore Romano*, 9 giugno 2016, 8) 参照。
- (112) 同「一般謁見 (2021年3月24日)」(*L'Osservatore Romano*, 24 marzo 2021, 8)、
『カトリック教会のカテキズム』2764 参照。
- (113) 同「ロザリオの集いにおける講話 (2013年5月31日)」(*L'Osservatore Romano*, 2 giugno 2013, 8) 参照。
- (114) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』61 (*Lumen gentium: AAS* 57 [1965], 63) 参照。
- (115) 『カトリック教会のカテキズム』2003。
- (116) 同 1999。
- (117) 聖トマス・アクィナス『神学大全』(*Summa Theologiae*, I-II, q.114, a. 1, co.)、同『真理論』(*Quaestiones disputatae de Veritate*, 27, a. 3, ad 10)。
- (118) 同『神学大全』(*Summa Theologiae*, III, q. 64, a. 1, co. [稲垣良典訳、『神学大全 41』創文社、2002年、91頁))「神のみが [……] 靈魂のうちへ透入する」([...] solus Deus illabitur animae) 参照。
- (119) トリエント公会議第6総会『義化についての教令』7 (*Decretum de iustificatione: DH* 1528-1531)、同『義化についての規定』11 (DH 1561) 参照。
- (120) 聖トマス・アクィナス『真理論』(*Quaestiones disputatae de Veritate*, q. 28, a. 2, ad 8)、同『対異教徒大全』(*Summa contra gentiles*, II, cap. 98, n. 18; *ibid.*, III, cap. 88, 6) 参照。
- (121) 同『真理論』(*Quaestiones disputatae de Veritate*, q. 27, a. 3, s.c. 5 [山本耕平訳、『中世思想原典集成第II期2 真理論下』平凡社、2018年、1769頁)) 参照。
- (122) 同『神学大全』(*Summa Theologiae*, III, q. 64, a.1 co.)。
- (123) たとえば、マルセイユのゲンナディオス『教会の教義について』(*De Ecclesiasticis Dogmatibus*, 83: *PL* 58, 999B)。聖ヨハネス・カッシアヌス『靈的談話集』(*Collationes*, VII, 13: *PL* 49, 683A) も参照。さらに、アレクサンドリアのディデュモス『聖霊論』(*De Spiritu Sancto*, 60: *PL* 23, 158C)。
- (124) 聖ボナヴェントゥラ『ヘクサエメロン講解』(*Collationes in Hexaemeron*, XXI, 18: *Opera Omnia*, V, Quaracchi 1891, 434) 参照。
- (125) 同『命題集注解』(*Sententiarum Lib. I*, d. 14, a. 2, q. 2, ad 2: *Opera Omnia*, I, Quaracchi 1891, 250) 参照。
- (126) 同 (*ibid.*, q. 2, fund. 3, 251) 参照。
- (127) 同 (*ibid.*, q. 2, fund. 8 e 4, 251-252) 参照。
- (128) 聖トマス・アクィナス『神学大全』(*Summa Theologiae*, I, q. 33. a. 3; *ibid.*, III, q. 23, a. 4) 参照。
- (129) 同『神学綱要』(*Compendium theologiae*, I, n. 215)。同『神学大全』(*Summa Theologiae*,

- III, q. 2, a. 10) 参照。
- (130) 同『神学大全』(*Summa Theologiae*, III, q. 8, a. 5, co.)。同 (*ibid.*, q. 2, a. 12; q. 7, a. 9; q. 48, a. 1) 参照。
- (131) 同『神学綱要』(*Compendium theologiae*, I, n. 214)。
- (132) 同『真理論』(*Quaestiones disputatae de Veritate*, q. 29, a. 5 co. [前掲山本耕平訳、1919頁])。
- (133) 教皇庁教理省宣言『主イエス——イエス・キリストと教会の救いの唯一性と普遍性について (2000年8月6日)』10 (*Dominus Iesus: AAS*92 [2000], 750-751)。教皇フランシスコ回勅『主はわたしたちを愛された——イエスのみ心における人間的な愛と神的な愛について (2024年10月24日)』59-63 (*Dilexit nos. Sull'amore umano e divino del cuore di Gesù Cristo: AAS*116 [2024], 1386-1387) 参照。
- (134) 第二バチカン公会議『現代世界憲章(1965年12月7日)』22 (*Gaudium et spes: AAS*58 [1966], 1042-1043)。
- (135) 聖トマス・アクィナス『神学大全』(*Summa Theologiae*, I-II, q. 112, a. 1, co.) 参照。
- (136) 同『ヨハネ福音書注解』(*Super Ioannem*, cap. I, v. 16, lectio 10)、同『神学大全』(*Summa Theologiae*, I-II, q. 112, a. 1, ad 1) 参照。
- (137) 同『神学綱要』(*Compendium theologiae*, I, n. 214)。
- (138) ダンテ・アリギエリ『神曲 天国篇』(*Paradiso*, XXXIII, 1 [寿岳文章訳、集英社、1987年、295頁])。
- (139) 第二バチカン公会議『教会憲章(1964年11月21日)』60, 62 (*Lumen gentium: AAS*57 [1965], 62-63)、聖トマス・アクィナス『神学大全』(*Summa Theologiae*, III, q. 26) 参照。
- (140) 『ローマ・ミサ典礼書』(*Missale Romanum ex Sacrosancti Oecumenici Concilii Vaticani II instauratum auctoritate S. Pauli PP. VI promulgatum S. Ioannis Pauli PP. II cura recognitum*, editio typica tertia, Typis Vaticanis 2008, 879)。
- (141) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』60 (*Lumen gentium: AAS*57 [1965], 62)。
- (142) 『カトリック教会のカテキズム』2002 参照。
- (143) 聖トマス・アクィナス『神学大全』(*Summa Theologiae*, I, q. 25, a.3, ad 4) 参照。創造や義化のような「もっぱら神によって直接無媒介的になされるように本来できていることがら〔……〕は上位の因に即して『可能的』と呼ばれる」。
- (144) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』62 (*Lumen gentium: AAS*57 [1965], 63)。
- (145) オリゲネス『創世記講話』(*Homiliae in Genesim*, XIII, 3-4: *PG*12, 232B-234CD) 参照。
- (146) アレクサンドリアの聖チリロ『ヨハネ福音書注解』(*Commentarii in Ioannis*, II, 4,

- 13-14: PG73, 300C) 参照。
- (147) 同『イザヤ書注解』(*Commentarius in Isaiam*, V, II, 1-2: PG70, 1220A) 参照。
- (148) エルサレムの聖チリロ『洗礼志願者のための秘義教話』(*Catechesis mystagoga* XVI, 11: PG33, 932C) 参照。
- (149) 聖ヨハネ・クリゾストモ『ヨハネ福音書講話』(*Homiliae in Ioannem*, 51, 1: PG59, 283) 参照。
- (150) 聖アンブロジオ『詩編注解』(*Explanatio Psalmodum* XII, Ps. 48, 4, 2: PL 14, 1157A)。
- (151) 同 (*ibid.* XII, Ps. 48, 4, 2: PL 14, 1157A) 参照
- (152) 同『ノアについて』(*De Noe*, 19, 70: PL 14, 395A)。
- (153) 聖ヒエロニモ『ゼカリヤ書注解』(*Commentarius in Zachariam*, III, 14, 8.9: PL 25, 1528 C)。
- (154) 聖大グレゴリオ『エゼキエル書講話』(*Homiliae in Ezechielem*, I, 10, 6: PL 76, 888B)。
- (155) 聖ヒラリオ『詩編講解』(*Tractatus in Psalmos*, 64, 14: PL 9, 421B) 参照。
- (156) ヒッポの聖アウグスティヌス『ヨハネ福音書講解』(*In Ioannes Evangelium*, 32, 4: PL 35, 1643D [金子晴勇・木谷文計・大島春子訳、『アウグスティヌス著作集 24 ヨハネによる福音書講解説教 (2)』教文館、1993年、117頁])。
- (157) 聖トマス・アクィナス『ヨハネ福音書注解』(*Super Ioannem*, cap. 7, lect. 5)。
- (158) 同 (*ibid.*)。同『神学大全』(*Summa Theologiae*, II-II, q.178 a. 1 s. c.) 参照。
- (159) エルサレムの聖チリロ『洗礼志願者のための秘義教話』(*Catechesis mystagoga* XVI, 12: PG33, 934B)。
- (160) 教皇聖ヨハネ二十三世回勅『マーテル・エト・マジストラ——キリスト教の教えに照らしてみた社会問題の最近の発展について (1961年5月15日)』237 (*Mater et Magistra*: AAS53 [1961], 462)。
- (161) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世『イエズス会総長への手紙 (バレ・ル・モニアル、1986年10月5日)』(*L'Osservatore Romano*, 19 ottobre 1986, 7)。教皇フランシスコ回勅『主はわたしたちを愛された——イエスのみ心における人間的な愛と神的な愛について (2024年10月24日)』182 (*Dilexit nos. Sull'amore umano e divino del cuore di Gesù Cristo*: AAS116 [2024], 1427) に引用。
- (162) 教皇ベネディクト十六世回勅『真理に根ざした愛 (2009年6月29日)』5 (*Caritas in veritate*: AAS101 [2009], 643)。
- (163) 教皇フランシスコ回勅『主はわたしたちを愛された——イエスのみ心における人間的な愛と神的な愛について (2024年10月24日)』198、200 (*Dilexit nos. Sull'amore umano e divino del cuore di Gesù Cristo*: AAS116 [2024], 1432)。
- (164) 聖トマス・アクィナス『神学大全』(*Summa Theologiae*, I-II, q. 5, a. 6, co. e ad 1)、同『真理論』(*Quaestiones disputatae de Veritate*, q. 27, a. 3, s.c. 5) 参照。いかなる被造物も恵みを与えることはできず、神のみがそれを行いうることを説明するために

- 聖トマス・アクィナスが用いた議論が、彼自身の著作内部においても後の著作においても他の議論に取って代わられたと考えることはできない。
- (165) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』60 (*Lumen gentium: AAS57* [1965], 62)。聖トマス・アクィナス『神学大全』 (*Summa Theologiae*, I, q. 25, art. 3, ad 4)、同『命題集注解』 (*Scriptum super Sententiis*, II, d. 26, q. 1, a. 2, co.; *ibid.*, IV, d. 5, q.1, a. 3, qc. 1, ad 1) 参照。
- (166) 聖トマス・アクィナス『真理論』 (*Quaestiones disputatae de Veritate*, q. 27, a. 3, s. c. 5 [前掲山本耕平訳、1769頁]) 参照。われわれは改めて次のことを思い起こす。「恩寵がそこにある精神内に、いかなる被造物も入り込むことはない」。
- (167) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』60 (*Lumen gentium: AAS57* [1965], 62)。
- (168) 同 62 (*ibid.*: AAS57 [1965], 63)。
- (169) 聖トマス・アクィナス『対異教徒大全』 (*Summa contra Gentiles*, lib. 2, cap. 21, n. 7) 参照。道具はそれに固有のあるものによって貢献する。「すべての道具的な行為者は、それ自身に固有の親和的な働きによって主たる行為者の働きを実行する」 (*Omne agens instrumentale exequitur actionem principalis agentis per aliquam actionem propriam et connaturalem sibi*)。
- (170) 同 (*ibid.*, lib. 3, cap. 147, n. 6)。同『神学大全』 (*Summa Theologiae*, I, q. 45, a. 5 co.) 参照。
- (171) 同『神学大全』 (*Summa Theologiae*, I-II, q. 5, a. 6, ad 1 [高田三郎・村上武子訳、『神学大全9』創文社、1996年、138頁])。
- (172) トリエント公会議第6総会『義化についての教令』8 (*Decretum de iustificatione: DH 1532*) 参照。
- (173) 聖トマス・アクィナス『神学大全』 (*Summa Theologiae*, I-II, q. 114, a. 5, co.) 「すでに或る人が恩寵を授けられた後においては、すでに有する恩寵が功德の下にふくまれることは不可能である」参照。たとえ義とされた人が恵みの生活において成長する功德を与えられたとしても、恵みによって義化され、神の友となることはつねに絶対的な意味で無償の恵みである。
- (174) 聖トマス・アクィナスが「終局的態勢」 (*dispositio ultima*) と呼ぶものは、成聖の恩寵のたまものと同時的に、同じ恵みの直接的なわざである。それは「必然的なしかたで形相がそれに従う、終局的な態勢」 (聖トマス・アクィナス『形而上学注解』 [*Sententiae Metaphysicae*, lib. 5, lect. 2, n. 5]) である。同『命題集注解』 (*Scriptum super Sententiis*, I, d. 17, q.2, a.3, co.)、同『対異教徒大全』 (*Summa contra Gentiles*, lib. 2, cap. 19, n. 6)、『神学綱要』 (*Compendium theologiae*, I, n. 105) 参照。
- (175) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』61 (*Lumen gentium: AAS57* [1965], 63)。〔in ordine gratiae は公式訳は「恵みの面において」であるが、本訳では「恵

- みの秩序において」と訳した。]
- (176) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』45 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 422-423)。
- (177) 教皇フランシスコ「一般謁見 (2020年11月18日)」(*L'Osservatore Romano*, 18 novembre 2020, 11)。
- (178) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』20 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 387)。
- (179) 第二バチカン公会議『教会憲章 (1964年11月21日)』53 (*Lumen gentium*: AAS57 [1965], 58-59) 参照。
- (180) ヒッポの聖アウグスティヌス『説教』(*Sermo 72/A, 7*: CCSL 41Ab, 117)。
- (181) 教皇フランシスコ「一般謁見 (2021年3月24日)」(*L'Osservatore Romano*, 24 marzo 2021, 8)。
- (182) 教皇聖パウロ六世使徒的勸告『マリアーリス・クルトゥス——聖母マリアへの信心 (1974年2月2日)』35 (*Marialis cultus*: AAS66 [1974], 147)。
- (183) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』46 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 424)。
- (184) 教皇庁教理省『超自然現象とされるものの識別手続きのための規則 (2024年5月17日)』12 (*Norme per procedere nel discernimento di presunti fenomeni soprannaturali*, AAS116 [2024], 782)。
- (185) 教皇フランシスコ「一般謁見 (2022年2月16日)」(*L'Osservatore Romano*, 16 febbraio 2022, 2)。
- (186) 同使徒的勸告『福音の喜び (2013年11月24日)』285 (*Evangelii gaudium*: AAS105 [2013], 1134-1135)。
- (187) 教皇ベネディクト十六世回勅『神は愛 (2005年12月25日)』42 (*Deus caritas est*: AAS98 [2006], 217-252, 252)。
- (188) 教皇フランシスコ使徒的勸告『福音の喜び (2013年11月24日)』284 (*Evangelii gaudium*: AAS105 [2013], 1134)。
- (189) 同 113 (*ibid.*: AAS105 [2013], 1067) 参照。
- (190) 教皇レオ十四世「最初の祝福 (2025年5月8日)」(*L'Osservatore Romano*, 9 maggio 2025, 3)。
- (191) 教皇フランシスコ「第37回『世界青年の日』メッセージ (2022年8月15日)」(*AAS114* [2022], 1255)。
- (192) 同使徒的勸告『福音の喜び (2013年11月24日)』285 (*Evangelii gaudium*: AAS105 [2013], 1135)。
- (193) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母 (1987年3月25日)』28 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 398)。

- (194) ラテンアメリカ・カリブ司教会議第5回総会（アパレシーダ、2007年5月13日－31日）『アパレシーダ文書（2007年6月29日）』265。
- (195) 教皇聖ヨハネ・パウロ二世回勅『救い主の母（1987年3月25日）』35 (*Redemptoris Mater*: AAS79 [1987], 407) 参照。
- (196) 教皇フランシスコ「神の母聖マリアの祭日説教(2024年1月1日)」(AAS116 [2024], 20)。
- (197) ラテンアメリカ・カリブ司教会議第5回総会（アパレシーダ、2007年5月13日－31日）『アパレシーダ文書（2007年6月29日）』259。

略号

<i>AAS</i>	<i>Acta Apostolicae Sedis</i>
<i>ASS</i>	<i>Acta Sanctae Sedis</i>
<i>CCSL</i>	<i>Corpus Christianorum Series Latina</i>
<i>CSEL</i>	<i>Corpus Scriptorum Ecclesiasticorum Latinorum</i>
<i>DH</i>	<i>Enchiridion symbolorum definitionum et declarationum de rebus fidei et morum</i>
<i>PG</i>	<i>Patrologia Graeca</i>
<i>PL</i>	<i>Patrologia Latina</i>
<i>SC</i>	<i>Sources Chrétiennes</i>

聖書の引用は原則として日本聖書協会『聖書 新共同訳』（2000年版）を用いたが、同『聖書 聖書協会共同訳』（2018年）を用いた場合はその旨断った。なお、漢字・仮名の表記は本文に合わせた。